

令和4年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月3日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君	給食所長	川野博文君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書記 山本 裕喜
書 記 関本 和磨

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日も公私ご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年第1回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本定例会の一般質問通告者は全部で7人です。本日は、質問順位1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は自席で要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、着座で発言をするようお願いいたします。

質問回数制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） おはようございます。11番議席の丸島なかでございます。

まず最初に、平野町長におかれましては、3期目の町長選に大勝利をされ、誠におめでとうでございます。今後4年間、町民目線での町政運営に取り組んでいただき、安全・安心の町づくりに期待をしております。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問に入らせていただきます。

1月中旬頃からオミクロン株でしょうか、急速に拡大している状況です。また、このような状態になると、いつ、どなたが感染するか分からない様相を呈しております。全国でもそうですが、千葉県においても、また我が長南町でも感染者が増え続けております。つい最近、500万人を超えたとの報道がございました。第6波ではオミクロン株は当初軽症のようなことでありましたが、ここにきて多くの方がお亡くなりになっております。そして、気になるのは子供や若い方の感染です。重症化が少ないとはいえ、家庭内感染から急な保育園や

小・中学校の学級閉鎖や学年閉鎖で多くの方の暮らしに影響が出ているものと考えられます。

そこで、まず大きい1点目として、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染急拡大を受け、厚生労働省は1月19日付で都道府県に対し、自宅療養者の支援実施に必要な個人情報、住所、氏名などを市町村に提供するよう再周知をいたしました。この通知は、昨年9月6日付にも発出され、今回で2度目です。食料品や生活必需品の提供といった生活支援を着実にできる体制の確保に向け、公明党が再周知を推進いたしました。

通知では、生活支援のために自宅療養者の個人情報を市町村に提供することは、生命や身体の保護のために緊急の必要があると考えられると指摘、個人情報保護条例に定める情報の利用、提供制限の例外規定適用を検討するよう求めているとのことを受けて、2点お伺いをいたします。

まず、パルスオキシメーターの貸出しについてでございます。

まず、町の在庫数を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 血液中の酸素飽和度を測定するために用いられますパルスオキシメーターの町の所有台数でございますけれども、救急用として2台準備のほうをしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 現在、新型コロナウイルス感染症により自宅で療養される方が増えていると思われま
す。パルスオキシメーターを指に挟むだけで、簡単に血液にどの程度の酸素が含まれているか測定できるわけ
です。万が一の重症化を防ぐためにも貸出しする考えはないかお伺いいたします。2台しかないということは、
なかなか難しいかもしれませんけれども。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 重症化を防ぐためにも貸し出す考えはないかというお話ですけれども、既にご
承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関
する法律に基づきまして、都道府県が実施主体となり対策のほうを実施しております。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、現在、県からは市町村に性別や年代のみの情報が提供されまし
て、その他の個人情報につきましては情報提供がされておられません。したがって、町内で感染者が発生し
た場合、町は感染者の特定ができないため、パルスオキシメーターの貸出し等の直接的な支援はできない状況
となっております。

なお千葉県では、自宅療養者の症状の把握に必要なパルスオキシメーターを、2月18日現在、9万5,334台
確保し、対応しているというところでございます。

また、併せて食糧支援策につきましても、町内で感染者が発生した場合、町は感染者の特定ができないため、
直接的な支援はできない状況です。

県の支援内容につきましては、申込みによる配食サービスを実施しておりまして、1日当たり2,500件程度

対応ができるという状況を伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 感染した方へ、今答弁があったように、全く県からも保健所からも一切連絡がないということは、町としては180人以上の方が今感染しているという状況だと思います。

じゃ町としては、どう手を差し伸べることもできないということなわけですよね。それは、長生管内だけではなく、千葉県全体なのでしょうかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 今私が説明しました状況が、長生管内だけか、県全体なのかというお話でございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、都道府県が実施主体となって対策を実施しております。

しかしながら、一部の市町村においては、新型コロナウイルス感染症が急拡大をして、保健所の業務が逼迫している状況を受けまして、県の配食サービスが始まるまでの間、配食サービスの対象とならない方などに対する生活支援を行っている自治体も数自治体ございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろな状況があるようですけれども、町内で私が聞いた話なんですけれども、実際にご近所でコロナにかかったというのに車で出歩いているけれども感染が拡大してしまうのではないかと心配する声や、回覧板が回ってきて大丈夫なのかしらなど、いろいろなお話を聞いているところでございます。

また、今課長おっしゃいましたけれども、埼玉県吉川市では、コロナの陽性反応が出て、保健所から自宅待機、または自宅療養を指示されて食料を買いに行けない方、また食料の調達が困難になっている期間は、市の職員が対象者宅の玄関前に食料の置き配サービスをしているということでございます。費用は、個人負担はなく、申込み方法については、担当課に電話なり、ファクスなりで連絡をするということで、このようになっているようです。市の職員が対応しているということをお聞きしています。

また、私も県議のほうにちょっとお伺いした話ですけれども、各自治体が県と話し合いをして、協定を結ぶことにより住所や氏名を教えていただけるとのことです。町は、それはないわけですよね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 新型コロナウイルス感染症に関します千葉県と本町との連携に関しましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第44条の3の規定によりまして、令和3年9月28日に新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書というものを交わしております。

連携の事業内容につきましては、自宅療養者等への安否確認を含む健康観察及び生活の支援でございまして、この中にパルスオキシメーターの配布、回収も入っております。本事業の実施に当たりましては、県から自宅

療養者等の住所、氏名、連絡先が提供されるということになってございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

次のほうにいきたいと思います。

次の質問なんですけれども、長南町の現在までの65歳以上の接種率は約89%と、長生管内ではトップの接種率と伺っております。これは、町の担当者のご尽力はもちろんのこと、皆様のご協力の賜物と感謝をいたします。若い方の感染が急増しておりますので、若い方、特に18歳以下の接種率というものはどうなっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 12歳から18歳までのワクチン接種の対象者は、2月末現在で337名おまして、そのうち初回接種、1回目、2回目が完了している方は299名、接種率にしますと89%となっております。

以上です。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） すみません。挙手を願います。

11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） すみません。ありがとうございます。

現在、2月21日から町でも環境改善センターにて第3回目の集団接種が開始されておりますけれども、このワクチンの種類をお聞きをしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 3回目の接種なんですけれども、こちらワクチンの全国的な配分量の関係もございまして、長生郡の医師会と協議の中で、集団接種につきましては、使用するワクチンは武田／モデルナ社のワクチンを使用するということになってございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 1回目も2回目もファイザー製をやったので、3回目もファイザー製のほうがよいという心配の声もありますけれども、副作用とかは大丈夫でしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ファイザー社のワクチンも武田／モデルナ社のワクチンも、どちらも薬事承認のほうは受けてございます。3回目の接種後、7日以内の副反応が一、二回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンも一部の症状に出現率の差はあるものの、おおむね1回目、2回目と同様の症状が見られています。

また、両ワクチンの効果の差につきましては、一、二回目の接種では、武田／モデルナ社のワクチンのほうが感染予防や発症予防、重症化予防の効果が有意に高かったというような報告も出ております。

なお、3回目接種をした人のほうが、していない人よりも新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと、そういうような報告のほうも出ております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

いろんな人がいるわけですが、接種がスムーズに進むよう、よろしく願いをいたします。

そして、5歳から11歳までの小児は全国に約741万人いるということですが、町の該当者は何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 5歳から11歳の該当者の人数ですが、2月末現在、小児の接種対象者は270名でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 270名ということで、日本小児科学会は5歳から11歳の健康な子供へのワクチン接種について、12歳以下の健康な子供へのワクチン接種と同様に意義があるとの見解を示しております。5歳から11歳までの接種の周知と取組については、町ではどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 5歳から11歳までの新型コロナワクチンの接種につきましては、小児用のファイザー社のワクチンが本年1月21日に特例承認をされまして、予防接種法の取扱いにつきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論をされ、オミクロン株に対する5歳から11歳のワクチン予防効果が十分に確認はされていない点などを踏まえまして、努力義務を適用しないという判断がなされているところです。

町といたしましては、接種勧奨は行わず情報の提供及び接種券等の発送のみとし、接種につきましては保護者の判断に委ねさせていただきます。

以上のことを踏まえまして、加えて今後の国の動向に注視しつつ、接種の開始時期など、現在地区医師会や長生郡市の市町村で協議をしております、現在3月下旬からの接種に向けて調整のほう行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 接種の判断については、メリットやデメリットを本人と養育者が十分理解して接種前、接種中、接種後にきめ細やかな対応が必要とのことですので、対応をよろしく願いしたいと思います。

次に、带状疱疹予防ワクチンの助成金の導入について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活や行動の制限がストレスや運動不足等につながり、これまで以上に帯状疱疹の罹患者が増加することが懸念されます。帯状疱疹もワクチン接種を行うことにより免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいと認識しております。

しかしながら、帯状疱疹の予防にワクチンがあることを知らない人も多いのではないのでしょうか。周知も必要だと思います。帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の人が任意の予防接種として受けることができ、費用の一部を助成している自治体もございます。

そこで、町の助成制度、ご検討いただけますようお願いいたしますが、考えをお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 帯状疱疹ウイルスに対する予防ワクチンは、平成28年3月から50歳以上の方が任意接種として受けることが可能となっております。

任意接種は、予防接種法に基づきます国が接種を勧奨している定期接種とは異なりまして、一定の効果はあるものの、全員に対する効果が明らかでないこともございまして、また、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が強くなる人が出るなど、一部課題が残るワクチンもあり、医師に十分にご相談いただいた上で接種することが望ましいと言われております。

町では、この任意接種の中でも、令和2年度から保育、教育現場での季節性インフルエンザの集団感染を防止するため、ワクチン接種に係る費用の一部を助成してございます。

しかしながら、この帯状疱疹は、一般的にほかの人に帯状疱疹としてうつることはないと言われていたこと。また、国において帯状疱疹ワクチンの有効性、安全性、期待させる効果等に関するデータ収集等を行っている段階であることから、現在のところ町として助成をする考えはございませんけれども、今後、国の動向に注視をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 帯状疱疹予防ワクチンの助成金の導入でありますけれども、帯状疱疹を起こすのは、ほとんどの人が持つ水痘・帯状疱疹ウイルスで、日本人成人の90%以上は帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しているそうです。50代以降に発症しやすく、80歳までに3人に1人がかかるとされており、神経痛などの後遺症が残る場合もあるそうです。

しかし、この予防法がありました。50歳以上が対象のワクチンです。ワクチンの必要性を知っていたら打っていたと言われている方は多く、健康を守るためのワクチンについて、周知と費用の助成を進めていただきたく、改めて要望いたします。

私の知人の話ですが、昨年暮れに帯状疱疹を発症し、2度目のことです。今回は、皮膚の症状が収まった後に神経痛が出てしまい、随分楽になったものの痛みが続き、精神的にも参ってしまいましたとのことでした。3人に1人が帯状疱疹にかかり、そのうち2割の方が帯状疱疹後、神経痛になるとのこと。ワクチン接種が発症を抑えるのですけれども、不活化ワクチンは2回接種すると4万円もかかるとのことでした。ぜひともお願いをしたいと思います。

答弁は結構ですけれども、皆さんに周知するためにも、病院とか公共施設などにポスターなどを貼っていただければありがたいと思います。

よろしく願いいたしまして、次の質問に移っていきたいと思います。

次に、子供たちの間でコロナに関する差別や偏見について伺います。

新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株が流行して、若い方や子供の感染者が急増している状況でございます。全国の10歳未満の新型コロナウイルス新規感染者は、1月19日から25日の1週間4万1,863人で、累計で15万人を超えており、今なお増え続けております。国立成育医療研究センター——東京都にあります——共同研究員の半谷まゆみさん——この方は小児科医でございますけれども——子供たちの間でコロナに関する差別や偏見が深刻化することが心配だと懸念をされております。同センターが2020年に11月から12月、全国の小・中・高校生、これは回答者は924人にコロナに関するアンケート調査を行ったところ、「自分や家族がコロナにかかったら秘密にしたい」が63%に上ったということで、「コロナにかかった人とは治っても遊びたくない」も22%いたそうであります。小・中学校の児童・生徒の差別や偏見、またいじめ等につながる可能性もあるかもしれません。我が町の小学校でも、実際にコロナに感染した児童もいると思いますけれども、いじめとか仲間外れなどの状況はいかがでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お答えいただければ、よろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、小・中学校におけるコロナ関連のいじめ対応についてお答えいたします。

小・中学校とも、日頃からいじめに対して指導しているところです。

小学校では、いじめゼロの取組の一環として、児童会を中心として四つ葉のクローバー運動を行っています。長南小学校は町内4つの小学校が統合した学校です。4つの地区の子供たちが集まって地区の区別なくいじめのない学校生活を送ることを誓い、全校でいじめゼロを宣言しています。また、長南小の児童の名札には四つ葉のクローバーシールが貼られ、児童が常に意識できるように働きかけています。コロナ感染による臨時休業が明けた後も、四つ葉のクローバーの精神が生かされ、感染に関するいじめなどの報告はありませんでした。

中学校でも昨年度から生徒会が主体となり、シトラスリボン活動が行われています。また、学級活動や校内放送を活用し、積極的に新型コロナウイルス感染症に関連した差別やいじめの防止を呼びかけています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） じゃいじめはないということで、よく分かりました。

それでは、もし小・中学校でコロナに感染した場合に、学級閉鎖なり、学年閉鎖などにならざるを得なくなった場合は、長南町としてズームとか、オンライン授業はできるようになっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） 学級・学年閉鎖になった場合に、児童・生徒に配布されたタブレットPCを

持ち帰り、家庭でも学習を継続して行えるようにすることを想定したご質問としてお答えいたします。

中学校では、今年度当初に生徒1台のタブレットPCを配布しました。そのタブレットPCは、家庭への持ち帰りも想定された設定になっています。夏休みには家庭へ持ち帰り、各家庭でのネット接続ができることも確認しています。今、中学校では、タブレットPCを持ち帰り、調べ学習に活用したり、授業動画の配信をしたりしています。もし、長期の学校閉鎖や学年閉鎖になった場合は、オンライン接続ができるよう整備しています。

一方、小学校ですが、現在小学校のタブレットPCも家庭へ持ち帰り、ネット接続ができる設定に変更できるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） じゃ1日も早くできるように、よろしく願いをいたします。

次に移っていきたいと思います。

学童保育での感染症対策は、どう取り組んでいるのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、児童クラブ内での対応といたしましては、国から示されております新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づきまして、日々の健康状態の確認をはじめ、手洗いや施設内の消毒、定期的な換気などに努めております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

次に移っていきたいと思います。

10万円給付について伺いをいたします。

18歳未満のお子さんに10万円が給付されるということで、長南町では、昨年暮れの12月24日に振り込まれたと聞いております。

そこで、国が定める基準日以降に離婚をされたり、DVなどで避難をしたりしている場合、受け取れない等の事態になっている家庭もあるようではございますけれども、長南町にはそういうお子さんがもしおられるとしたら、どのように対応するのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 子育て世帯の臨時特別給付金の支給に当たりましては、国では離婚やDVなどで給付金を受け取れないことがないように、制度の見直しがされたところでございます。

このことから、国の指針に基づきまして、実態の伴った現在の養育者に支援金を支給することとしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 漏れることのないように、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、感染拡大に伴い近隣市町村では、保育所や幼稚園、小・中学校で臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖等が毎日のように報告をされております。このような場合、保護者が子供の世話をするために仕事を休まなければならなくなった際の休暇取得について、厚労省は小学校休業等対応助成金を創設しております。この制度は、事業主に対して保護者が休暇を取得しやすいように、有給休暇の日数に応じてその賃金相当額を事業主に助成するものでございます。

この制度を、町では各企業へどのように周知を図っているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） この小学校休業等対応助成金でございますが、令和2年12月に町のホームページに掲載するとともに、町商工会でも令和2年4月、制度についてのリーフレットを商工会員165事業者に送付しております。現在、この制度の対象期間は令和4年3月末までとなっておりますが、もし期間延長等変更があった場合については、町ホームページ等を活用し、引き続き周知に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 早くから周知していただいたということで分かりました。

つい先日、2月25日の参議院本会議において、3月末までとなっていた小学校休業等対応助成金は、6月まで延長されることのようにありますので、今お話があったように周知のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

次に、大きい2点目として、デジタル化社会についてお伺いをいたします。

令和3年度平野町長の施政方針演説の中に、「次世代の社会基盤ともいべきデジタル化については、国におけるデジタル社会形成基本法関連法案やデジタル庁設置などの働きから、これを受けた行政システムの統一化にも目を配りながら、マイナンバーカードの利便性向上や普及促進などにも対応した行政手続を積極的に推進してまいります」と、このようにありました。

そこで、まずデジタルディバイド、情報格差対策についてお伺いをいたします。

去年の新型コロナウイルス感染症のワクチン予約において、スマートフォンを使うことができる高齢者は問題なく予約ができたと思われそうですが、操作を苦手とする高齢者は電話での接種予約に苦労したとの声を多数お聞きしました。

今後、全国的にデジタル化が加速する中において、高齢者が置き去りにされないことがないデジタル社会を築く必要があります。高齢者のデジタルディバイド対策について、社会全体で急速なデジタル化が進行する状況下であって、65歳以上のインターネット利用者の割合は他の年代と比べて低く、また、利用されている方であっても、約半数の方の利用頻度はさほど高くなく、使いこなせていないという総務省の調査結果が出ております。

また、日常生活でデジタル機器を使う必要性を感じていない方がいる一方で、家族が離れて住んでいること

などから、利用方法について周囲に相談できる相手がいない方も多くおられると思います。これまで何事も対面による書面での手続きが主流でありましたが、スマートフォンやパソコンを利用したオンラインによる手続きにシフトされていく中であって、年齢によるデジタル格差対策、いわゆるデジタルディバイド対策を、いかに進めていくかが重要であるというふうに思っております。

そこで、スマートフォンが苦手な方への支援に関する取組状況は、町としてどのようなになっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） デジタルディバイドにつきましては、ITを利用できる人と利用できない人との間で生じる格差であり、地域により通信回線など情報インフラ整備が行き渡らないなどの、いわゆる地域間デジタルディバイドと、個人の年齢や所得などに起因する個人間、集団間のデジタルディバイドなどがあります。高齢化が著しい本町におきましては、特に後者の個人間、集団間デジタルディバイドが課題であると認識しております。

昨今では、パソコンやスマートフォンの活用方法は多岐にわたり、情報収集だけではなく、買物をする際の決済や様々な手続など、日常生活の中でIT機器を利用する機会が多い状況の中で、高齢者のデジタルディバイドについては、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsの観点からも重要な課題であると考えられます。

本町におきましては、公民館教室の講座メニューにスマホ・パソコン教室を取り入れているほか、廃校活用で旧長南小学校に企業誘致したリングロー株式会社が運営する長南集学校でも無料のパソコン・スマホ教室や出張サービスを実施しております。

また、先般のコロナワクチン接種の1回目、2回目の予約の際、インターネット予約の操作が分からないという方に対しまして、長南集学校がお手伝いをするサービスも実施したところであり、今後も必要に応じて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 初めに、スマートフォンが苦手な高齢者の支援を行っている先進事例を紹介させていただきます。

福岡市は、2021年度スマートフォンやタブレットなどの操作に不慣れな高齢者の支援に乗り出しました。昨年末に政府が閣議決定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に対応した取組で、電子端末を使った行政手続の講習会などを計画しております。市は、2021年度一般会計当初予算案に市内の全151公民館、分館に無線LAN、Wi-Fiを整備する費用を盛り込み、講習会はWi-Fiを使って公民館で実施しております。NPO法人の若いスタッフなどに委託し、高齢者にスマートフォンやマイナンバーカードを使った行政手続の方法を説明します。市民が市役所に来庁せずに各種手続ができるノンストップ行政を掲げる福岡市は、2019年度末時点で行政処理件数の73.7%で手続をオンライン化、マイナンバーカードを持っていれば住民票や印鑑証明などコンビニエンスストアで受け取ることができ、無料通信アプリLINEを使って粗大ごみ回収受付や引っ越しのときの手続もできます。市は、オンライン手続は高齢者にこそ役立つとしております。

今、課長から答弁がありました長南集学校の先生が教えていただいているとのことでございますけれども、講座の規模や具体的な内容はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） それでは、生涯学習の分野といたしまして、現在取り組んでいることをご説明いたします。

現在、公民館教室としてスマホ・パソコン教室を実施をしております。この講座自体は高齢者に限定したものではありませんが、特にスマートフォンが急速に普及したあたりから、高齢者がその扱い方に戸惑っているという声を聞いておりましたので、そういった方々の需要が高いであろうということは想定しておりました。

そのスマホ・パソコン教室ですが、毎月1回の年間10回で開催をしております。受講生、申込みがあった方は13名、年代は70歳代の方が中心で、90歳代の方も1名いらっしゃいます。受講生は年度当初に募集をいたしますが、講師の先生のほうで対応が可能であれば途中からの受入れも可能です。

なお、講師はデジタルの分野に精通し、町内に拠点を置く長南集学校に依頼しております。講座の開催場所は中央公民館で、昨年度設置した無線LANシステム、Wi-Fiですね、これを活用してレッスンを進めております。また、レッスンで分かりにくい部分があった場合は、後日集学校に直接聞きに行くということでも対応してもらいます。

レッスンの内容ですが、こうしたデジタル機器のうち、最も身近なものといえるスマートフォン、これが中心になります。人気アプリ、先ほどご質問にもありましたようにLINEですね、この使い方。それと、先ほどの答弁にもありましたが、ワクチン予約のインターネットを使った仕方などもタイムリーで身近なテーマとして、今回取り上げていただきました。

とにかく、まずは使ってみれば意外に簡単、それと割と面白い、そういった感覚をとにかく体感してもらいまして、デジタル機器やインターネットは若い人のもので、自分たちには難しくて分からないという、言わば高齢者のデジタルアレルギーを軽減、解消することを主な狙いとしています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 何か本当に、この手の中で世の中のことが全てが分かるなんて、こんな素敵なことになって。分かった時点では実感するんですけども、そこにたどり着くまでが大変なことだと思います。ありがとうございます。

講座終了後に個別相談とか、そういうことは実施されているのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 現時点におきましては、公民館によるスマホ・パソコン教室を実施していることや、長南集学校の教室により個人相談の実施している受付——個人相談の受付などにより、地域に密着した個人対応ができてきている点から、個別相談する必要性はないものと考えております。

また、高齢者の学習意欲の度合いを高めたり、先ほど答弁ございましたデジタルアレルギー、こういったも

のを払拭することが、今後の課題として捉えていますので、その点を踏まえまして、導入部分の障壁を低くしていければというふうに、現時点では考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 13名の方が、今やったださっているということで、申込者があったということ。90代の方もすばらしいですね。使いこなせるようになれば、本当にすばらしいということで、そういう人はやっぱり町内で先ほどあったように、高齢者こそこういうことは役に立つんだということを皆さんが実感していただければ、こういう方が増えていってくれるのではないかなというふうに思います。

次のデジタル活用支援員の登録を行う考えはないか。それをちょっとお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 本町におけるデジタル活用の支援員の登録につきましては、公民館教室等による取組がある中で、当面の需要は十分カバーしているものと推察しておりますので、現時点では登録については考えておりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

じゃ次の、このような中、高齢者のスマートフォン購入を補助している石川県加賀市を紹介させていただきます。加賀市は、65歳以上の高齢者が新たにスマートフォンを購入する際、市のスマートフォン教室、受講を条件に一律5,000円を助成しています。市では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して行政手続の電子化を進めるなど、ネット環境に対応した行政サービスの充実を図っております。普及率が低い高齢者にスマートフォン所持を促すことで、より多くの市民がデジタル化による利用性向上の効果を得られるようにしているとのことでございます。

そこで、このような事例もあることから、町として高齢者のスマートフォン購入の補助金導入についての考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 総務省の2020年の調査によりますと、60歳以上のスマートフォンの利用率は81%でございます。家族や友人とのコミュニケーションや情報収集としてのデジタルツールとして利用されていることとなっております。デジタル化が進めば、利便性が増す一方で、高齢者を中心に取り残されてしまう方もいるのではないかと思いますので、きめ細やかなサポートがさらに必要になってくると思っております。

この2月からは、75歳以上の独り暮らしの方への訪問調査を行っておりますので、高齢者のニーズに沿った、また導入の要望などがございましたら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 次に移っていきたいと思います。

次にマイナンバーカードの普及拡大について伺います。

マイナンバーカードの普及拡大もデジタル社会の構築に向けた大きな課題です。1月から開始されたマイナポイント第2弾は、カードのさらなる普及拡大をはじめ、ポイントによる消費喚起などに資する重要な取組です。

まず、マイナンバーカード新規取得者の方、あるいは現行マイナポイント第1弾に申込者の方には5,000円、健康保険証を利用登録者に7,500円、公金受取口座登録者には7,500円となっております。高齢者が円滑にカードを取得できるよう、申請手続の支援や交付体制の強化が必要かと思えます。健康保険証を利用登録者7,500円については6月頃からスタートするようでございます。カード取得者が漏れなくポイントを利用できるよう、マイナポイント手続スポットの周知徹底やデジタル活用支援員の増員など、きめ細かいサポート体制が必要と思えますが、町はどう取り組む考えなのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） マイナンバーカードの普及拡大につきましては、現在広報や町ホームページでの周知及び時間外交付などを行っておりますが、さらに拡大普及を図るため、来年度予算にも計上させていただいておりますが、2台目のマイナアシストを購入し、役場に来て申請する来庁申請方式だけではなく、庁舎外で開催される各種イベントや教室などに町職員が出向き、その場でマイナンバーカードの申請サポートをする出張申請サポート方式など、様々な申請方式を取り入れ、マイナンバーカードの普及促進を図っていこうと考えております。

また、このマイナンバーカードを活用し、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証などが取得することができるコンビニ交付を導入し、利便性向上も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

今現在、マイナンバーカードを取得するとマイナポイント手続をするのに別々の課が担当しているようですが、利便性よくするために1か所でできるようにしていただきたいと思えますけれども、この辺はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 1か所で完結できるようにしてほしいとのことですが、確かに現状ではマイナポイントや健康保険証の手続に関しては総務課での対応となるため、2階にご案内することが多い状況となっております。

こちらにつきましては、総務課と協議し、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） じゃよろしくお願いをいたします。

それでは、デジタル化社会へという大きな流れの中で、大きくかじを切っていくには、それ相応の決意なり、また思いとかがあるかと思えます。地方創生の中で1億円のお金が来ているということでございますけれども、デジタル社会に対応し、環境を整えるために高齢者に限らず町民全体に対して、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金につきましては、国の令和3年12月補正の地方単独事業分の交付限度額として、長南町は9,608万5,000円の通知を受けたところでございます。

実施計画書として、そのまま本省希望繰越額として国に提出していることから、ご案内のとおり来年度の事業執行となる予定でございます。

なお、この使途方法につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に掲げられた4つの柱、これは令和2年4月20日付の閣議決定されたものなんですけれども、1本目の柱としては感染症拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、2本目の柱としては雇用の維持と事業の継続、3本目の柱として官民を挙げた経済活動の回復、4本目の柱としては強靱な経済活動の構築、それと後日、同年12月8日付に閣議決定された国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策に掲げられた3本の柱のうちの2本、新型コロナウイルス感染症の防止策、それとポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、及び令和3年経済対策の閣議決定を踏まえた新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、それと人流抑制等の影響を受ける方々への支援、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動となってございます。それらの趣旨を十分踏まえた形で、このデジタルディバイド対策が適合する事業整備となるのか調整を図りながら、しっかりと検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 誰一人取り残さないというデジタル社会の実現へ向けて、よろしくお願いをいたします。

大きい3点目の投票率向上対策について伺います。

まず、現在行われております選挙の投票立会人の選出方法については、期日前投票や投票日当日もございませぬけれども、選出方法についてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、三十尾成弘君。

○選挙管理委員会書記長（三十尾成弘君） 投票立会人の選任方法につきましては、各投票区の区長さんや区長代理者さんへお願いし、ご協力をいただいております。

また、都合がつかなかった場合などにつきましては、区長経験の方などにご協力をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 選挙管理委員会のメンバーや区長さんの方が行っているということでございますが、今度から思い切って広報や町のホームページなどで投票立会人の公募を行う考えはないか伺います。

お隣の長柄町では、早くから公募で行っているそうでございます。国政選挙の衆議院選挙は、いきなり解散総選挙となるので無理かもしれませんが、早くから決まっている参議院選挙、町長選挙、町議会議員選挙などは、早い時期から選挙の日程が大体分かっておりますので、また若い方、10代、20代の枠もつくって募集をかけることも投票率を上げるよいきっかけづくりになるかとも思いますが、考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、三十尾成弘君。

○選挙管理委員会書記長（三十尾成弘君） 投票立会人の公募についてでございますが、先ほどお話のあった長柄町、また長生村などで行っております。

今後につきましては、区長さんの負担軽減等を考えまして、公募と併せました投票立会人の選任方法、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 長南町は65平方キロもあり、長生郡の町村の中で一番広大な地域を擁しております。

現在、町では6か所の投票所で投票が行われております。ちなみに、坂本旧小学校跡地は、選挙のたびにプレハブの投票所を建設したり、また終われば壊したりという、また西地区は農協倉庫跡地で行っている状況でございます。

そこで、最近ではよそで期日前投票に必要な機材を車両に積み込み、地域を巡回する移動期日前投票所の提案をしたいと思っております。機材をそろえるとなると、それなりの費用もかかるかとは思いますが、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、三十尾成弘君。

○選挙管理委員会書記長（三十尾成弘君） 車両による移動期日前投票所につきましては、昨年3月の千葉県知事選挙におきまして、銚子市選挙管理委員会が投票所の統廃合対応策といたしまして、交通手段を持たない高齢者の方などに利用してもらうため、県内で初めて導入いたしました。

実施に当たりましては、投票所を、投票を行います車両の確保、受付時の二重投票防止など、課題があるということですので、今後、先進地の事例等を精査した中で、先ほどのお話のあった投票所の統廃合、これと併せまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろ申し上げましたけれども、よろしく願いをいたしまして、以上で質問を終わりたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分から予定をしています。

(午前10時57分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 次に、1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 1番の宮崎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり件名3件、要旨6件について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスによる感染者はピークを過ぎたという報道もありますけれども、またここに来てオミクロン株の変異株BA.2等が出てきて、沖縄等ではもう第7波が来ているんじゃないかという報道もあります。

千葉県でも依然2,000人から3,000人の感染者が毎日報告され、まん延防止等重点措置も3月6日まで延長となりましたが、ここに来てさらにまた2週間程度延長されることが議論をされています。

このような状況下で、様々な社会経済や産業に影響が生じております。件名の農業振興についてでありますけれども、要旨1点目の主食用米等の作付農家への支援についてお聞きします。

令和3年第4回の定例会において和田議員より米価の下落した農家への援助をとの質問がありました。答弁では、千葉県中小企業等事業継続支援金を活用していただきたいとのことでありましたけれども、この千葉県中小企業等事業継続支援金につきましては、令和3年12月28日に申請は終了しております。支援金の支給額は、農業者、個人事業主でありますけれども、15万円であります。これにどのぐらいの本町としての申請があったのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 千葉県中小企業等事業継続支援金の本町からの申請件数は67件、うち農業者からの申請につきましては4件であったと伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。4件ということですね。農業者4件、千葉県の2020年度の千葉県農林業センサスにおきまして、本町における農業経営体は町全体で375経営体になります。内訳ですけれども、個人の経営体が365、法人経営体が10となっています。先ほどの申請件数は4件ですけれども、ということは全世帯の1%しか申請をしていないということで、非常に低いということになっておりますね。

農協においても米の買取り価格でありますけれども、非常に頑張ってはいるんですけれども、ここで対応をしたいと思います。令和2年度の一等コシヒカリ、当初1万2,800円で買取りをしておりました。令和3年度の一等コシヒカリは9,000円ということで3,800円の格差があります。コロナ禍で非常に厳しい状況にあります

けれども、農協も少しは高く売ろうという努力はしているようではございますけれども、中食、外食の需要減少により価格は低迷している一方でございます。

一方で、原油価格が高騰しており、生産資材費価格が非常に上がっております。特に農業用のビニール、それから農POとか言われるものは、これは全部原油、それからナフサ、そして農ビ、買物のレジ袋もそうなんですけれども、全部原油が由来する商品ですという中で、農業用のビニールは令和2年度の価格よりも4%から10%、3年度は上がっています。また、農業用のメッキ鋼管が令和3年4月の出荷分から15%上がっている。また、肥料においては中国が輸出をなかなかしないということもあるんですけれども、高度化成肥料と言われる一般銘柄、オール15と言われる肥料なんですけれども、これについては約10%程度上がっているという実態になっております。これは、20キロの肥料袋にしますと1袋164円ぐらい値上げをしているというふうになります。

このように、昨年度から生産資材費はもう値上がる一方、しかし米価は上がらないということで、このままですと本当に離農する生産者が増えてしまい、ひいては耕作放棄地が拡大すると思われまますけれども、これについての支援の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、町の支援の関係につきまして答弁のほうさせていただきます。

令和3年産のJAに出荷されました主食用米の数量は2万2,844俵で、令和2年産と比較をいたしますと385俵の減、売渡し代金は約1億8,775万円で、令和2年産から約8,610万円の減となっております。この急激な稲作農家の減収を受けまして、町では令和3年第4回定例議会の和田議員の質問に答弁をさせていただいたとおり、町独自の支援施策であります経営規模拡大農地集積補助金の期間を3年間延長し、令和5年契約分までいたしました。ご質問にありましたさらなる支援につきましては、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。前回の定例会の中でそのお話をいただきましたけれども、今年になってから多分今回の3月の定例会等、私が資料を集めた中では、神崎町とか東庄町、いろんな町で多分この支援の話が定例会で出てくると思います。ぜひ前向きにお願いします。

1個質問なんですけれども、この令和3年度の価格下落によって、令和4年度の作付面積、これはどのぐらい減少するのか、分かるのであれば伺いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 令和4年度の作付面積につきましては、現在、産業振興課で水稻の実施計画書のほうの配付を行っておりまして、その集計が行われませんと不明ですけれども、参考までにJA長生に申込みがされました種子、種籾ですね、あと育苗苗の数量では、おおむね20ヘクタール程度分の量が令和3年度より少なくなっておる状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 20ヘクタール程度ということで非常に減るといふ、作付が減るといふような状況であります。

この稲作については本当に本町の基幹産業でありますので、厳しい農家さん、結構兼業農家で勤めながら、稲作をやっている方もいらっしゃいますけれども、さっき言ったように370幾つ、365個ですか、経営体、ほとんど小さい面積をやっている方だと思います。このような方にしっかり稲作をやっていただくということもありますので、ぜひ支援を強く要望しまして2件目の要旨に移りたいと思います。

2件目の要旨ですけれども、担い手確保と遊休農地の解消についてであります。

先ほど述べたように、本町の基幹産業は米生産でございます。施設園芸は年間を通して出荷もでき、担い手や雇用の創出も可能となりますけれども、米だけの生産では安定した担い手確保は難しいというふうに思います。また、先ほどの米の価格下落にした場合に、どんどん耕作放棄地が増えると思います。このようなことに今後どのように取り組んでいくのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 担い手の確保につきましては、今後の営農活動を継続していく上で最も重要な課題であると認識をしております。

国では、従前の就農から3年目まで年額150万円、以降5年目まで年額120万円の総額690万円を支援する次世代人材投資事業を見直しをいたしまして、令和4年度から経営開始資金として就農3年目まで年額150万円、経営発展支援事業として機械、施設等の整備に要する費用を日本政策金融公庫等から無利子で借り入れ、経営開始資金を受ける者は500万円、経営開始資金を受けない者は1,000万円を上限に国・県から4分の3の支援が受けられることとなります。

毎年償還される4分の1の本人負担分に、町といたしましては2分の1の支援をしたいと考えておりまして、施設整備を実質8分の1の本人負担で行えることとなります。

また、雇用就農資金として農事組合法人等への雇用につきましては、年額60万円が最長4年間交付される制度もございますので、これらの制度を広く周知し、担い手の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、遊休農地の解消につきましては、非常に難しい問題で、日照条件や用排水設備が整っていない箇所などが遊休農地となっている場合が多く、耕作してくれる方がいない状況です。

2月に入りまして県内の農業を行っております企業から、町の遊休農地解消のお手伝いをしたいという申入れがございました。町から遊休農地の箇所を示した図面を提示いたしまして、現在、企業側で場所と栽培する作物の検討を行っております。個人では、長年耕作されていない農地を再度耕作するというのは難しいというふうに考えておりますので、企業の参入を図る中で遊休農地の解消を行っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。もしここで企業と今その遊休農地の解消に向けて耕作をお願いというか、検討しているということなんですけれども、作物はどんなのを考えているのか、もし分かるのであれば教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） そちらの企業は、町内に現在2か所ほど営農型太陽光という太陽光発電をしながら、下で作物を耕作する事業を行っておりまして、その下で耕作する作物についてはサツマイモというふうに聞いておりますので、恐らくサツマイモを中心とした銘柄となろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。そういうことで遊休農地が解消できるのであれば非常にありがたいかなというふうに思います。担い手につきましては新規就農もあれなんですけれども、非常に土地の集積、土地の貸し借り、そこら辺も課題は残るかもしれませんが、耕作を継続していただくことで田園風景豊かなこの本町の魅力というのが維持されるというふうに思いますので、そこら辺をよろしく願っていたと思います。

次の件名に移りたいと思います。食育郷育についてであります。

第2期長南町総合戦略に、次世代を担う子供への教育の充実ということで、キラリ輝く長南っ子の育成があります。主な事業として、ふるさと意識を育む長南町教育の推進があり、また、農水省では第4次食育推進基本計画、令和3年から7年ですけれども農林漁業体験や地産地消の推進を掲げています。農水省のホームページによりますと、年間1人当たりの米消費量は、ピークは昭和34年が115キロ程度、今は50何キロということは半減をしているということで、非常に米離れが顕著に現れているということです。

そういう中で、児童・生徒が田植や稲刈りを通じて、体験を通じて郷土のよさを認識し、食に関する思いも増やしてはどうでしょうか。現在、体験活動を通じた教育についてどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） それでは、長南小・中学校での体験活動を通じた、いわゆるふるさとの郷という字を使った郷育は、キラリ輝く長南っ子事業の一環で行われています。

このキラリ輝く長南っ子事業の概要についてですけれども、児童・生徒が各自の目標に向かって漢字検定、英語検定にチャレンジするための補助、また芸術鑑賞会では、毎年その道のプロと言える人たちを招いての講演会を開催しています。今年度はロンドンオリンピック卓球女子団体銀メダル獲得のメンバーだった平野早矢香さんを招いての講演会を開催することができました。

そして、郷土の伝統文化を体験するふるさとの郷を使った郷育を行っています。このふるさとの郷という字を使った郷育については、地域の方々を講師にお招きして、小学校では芝原人形作り、生け花体験、レンコン栽培農家の見学、サツマイモの栽培と収穫、古代米の栽培と観察、そして収穫した稲を使ってわら細工の縄な

い体験、また、火おこし体験を行いました。中学校では、長南の袖だこ作り、べに花染め体験を行いました。

また、近年はコロナ流行のため実施できていませんが、小学校では郷土料理の一つとして、太巻きずし作り体験を教育計画の中に入れていきます。

これらの体験学習は、地域学校協働活動推進員、いわゆるコーディネーターが学校側と地域支援ボランティアの方々との間を調整して行っています。学校の先生方だけではこれだけたくさんの体験学習は行えません。

議員の提案されている実際の田んぼを利用した田植や稲刈りまたは脱穀の一連の体験も、地域の方々のご協力をいただかないと実現できません。また、この体験を学校の授業に組み込むのか、また、地域の行事の一つとして実施するのか、今後検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。現在、いろいろな体験活動が行われて、多くのボランティアの皆さんのご協力をいただいているということに感謝申し上げます。昔の話をしてもあれですけども、私の小さい頃は、田んぼに苗を投げて1束10円とかもらったり、稲刈りのときには、今度は耕運機まで米袋を運んだり、そんなことを随分やっていました。今はもう本当に機械で全部終わっちゃうんですけども、そういう体験をすることで、自分たちでバケツ苗をやっているということなんですけれども、実際に自分たちでそうやってお米を食べて喜びを感じてほしいなど。それがこの長南町のよさじゃないかなと思っておりますので、いろいろ課題なり、やって進めていくにはいろいろなあれもあるかもしれませんが、ぜひそこら辺は検討を重ねていただいて、今やっている体験活動のほかにそういうものも取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の要旨のほうに移らせていただきます。学校給食における地場産物の活用についてでありますけれども、先ほど述べましたように食育推進基本計画の中に、学校給食等においても郷土の料理、歴史や食材などを学び取り組む推進ということを掲げております。現在、本町の学校給食における地場産物の活用状況について伺いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、川野博文君。

○給食所長（川野博文君） 地場産物の活用についてということでお答えさせていただきます。

文部科学省では学校給食における食育の生きた教材となるよう、学校給食の充実を図るため地場産物の活用を奨励しています。本町においても、地場産物の活用は地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者や食に関する感謝の念を育む上で重要であり、教育的効果が期待されることから、地場産物の活用を図っています。

現在、給食所において地場産物を活用する中で、学校給食における千葉県産の食物を多く使用した献立の提供を行っています。国が提唱している1月の全国学校給食週間、これは1月24日から30日まで、それから千葉県では、11月に千産千消デー、地元の地の代わりに千葉県の千を用いて千産千消デーということで11月に定めております。6月の県民の日では、千葉県産の農林水産物を主に使用した献立で提供しており、また長南町の特産であるレンコンが旬の時期には、レンコンや黒米を使用した長南井も提供しております。また、米飯給食

ですが、週に4回農協さんよりの購入により実施しているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。週4回もご飯を食べているということで、逆に給食でいっぱいご飯食べちゃうからうちではパスタとか、そういうのばかり食べているのかなと思っちゃいますけれども、先ほど言いましたように、非常に米離れが進んでいて、ピーク時から半減しているというような状況です。逆に、外食、中食で米を使っていると、そこが一番の量なんでしょうけれども、家庭内でもご飯を食べさせるということが米消費拡大につながって、なおかつそこで初めて米の価格が上がっていくというふうに思いますんで、週4回、まあ5回にしちゃうと毎日になっちゃいますから大変でしょうけれども、4回ということで、これは継続をやっていただきたいと。

また、町内に地場産物といってもレンコンとお米になっちゃいます。なかなか町内では野菜の生産とかはないんで、非常にそこを取り入れるといっても難しいのかなと思いますけれども、例えば郡内には白子のタマネギ、新玉等々あります。そういうときにそういう食材を活用し、旬なものを児童・生徒に食べさせていただければありがたいかな。科学的なエビデンス、根拠はないですけども、昔から地場の水、地場の野菜、地場の米を食べていると健康にいいと。本当にそれがいいのかどうかはあれですけども、そういう昔からうわさがありますんで、ぜひそういったことも考えて続けていっていただきたいというふうに思います。

それでは次の件名のほうに移らせていただきます。新型コロナウイルスの感染対策についてであります。

本県においては、令和4年1月21日から2月13日まで、全県対象区域でまん延防止等重点措置が適用され、3月6日まで延長が決定しています。ここに来てですけども、2週間程度また延びるというようなところで

特に、丸島議員もお話ありましたけれども、このオミクロン株については、非常に子供への感染力が強い、広がっているということで、今日の新聞にもありましたけれども、茂原の小・中学校12校で学年閉鎖が今実際に行われており、今日から空いているところ、あるいは7日から開始する小学校があるみたいですけども、こういう中で、令和4年1月20日付で県の教育委員会からまん延防止等重点措置に伴う県立学校への対応ということで、各校長に対しての通知がされておるとは思いますけれども、現在、この通知に基づいて小・中学校におけるオミクロン株への対応について、どのようにしているのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） 小・中学校における対応についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、教育委員会と小・中学校は、文部科学省の衛生管理マニュアルや県教育委員会が定めた感染対策ガイドラインを参考に、基本方針として学校が安心・安全な場所としての機能を維持し、長期の休校措置を取らない対策をする。そのために、学校内で集団感染、いわゆるクラスターが起こらないように、児童・生徒の健康管理を保護者の協力を得てしっかり行い、校内にコロナ感染を入れないことの徹底を図ることを基本方針として対策を取っています。

そのために、昨年度より長南小・中学校と教育委員会は、保護者の代表や、地元の有識者を交えて、長南小・中学校感染症等対策委員会を開き、学校におけるコロナ対策についての意見も聞きながら、具体的な対策を実施しています。現在の具体的な対策は、1月の冬休みが明けた日より児童・生徒の体調が悪い場合、また、濃厚接触者となった場合、そして同居家族に濃厚接触者またはその疑いがある人がいる場合、さらに家族で発熱やせきや鼻水などの風邪症状など体調不良の人がいる場合は、学校への登校を控えてもらうこととしています。もちろん登校できない児童・生徒については欠席扱いにはしていません。この対策は、児童・生徒の家庭での健康管理が大切となりますので、保護者へも通知して協力を求めています。また、千葉県がまん延防止等重点措置を取る前から実施しています。また、学校生活における基本的な対策として、いわゆる3つの密、密閉・密集・密接のリスクを避けるための学習活動を行っています。密閉の回避では換気の徹底、密集の回避では学習中の座席の間を空けるなど、身体的な距離の確保。密接への対応では、マスクの着用、手洗いや手指消毒の実施、給食時の黙食、黙って食べる黙食と、机にパーティションを立てる、つい立てです。また、教室や使用場所の消毒を行うなど、学校ごとに徹底した対応を取っています。現在のところ、各学校での校内での児童・生徒間の感染、いわゆるクラスターに該当するものは確認されておられません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。今学校で、体調の悪い人は登校しないでくれという手続の中で、クラスター等も発生していないということなんですけれども、万が一、小・中学校でクラスターというか、出た場合に、この茂原市等でやっている学年閉鎖あるいは学級閉鎖、こういうのについてはどこで判断をするのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） 学校におけるコロナ対応の基本方針は、感染を校内に持ち込ませないということです。学校では、児童・生徒各自に健康観察カードを持たせ、毎日の体温、体調をチェックしてもらい、登校時に提出することになっています。

また、昇降口で学校職員が非接触型の体温計を使い、子供一人一人の体温を測っています。もしそのときに発熱などの症状が見られた場合は、保護者に連絡を取り、早退の措置を取ります。保護者が迎えに来るまでは他の子供との接触を避けるため、控室で待機してもらうようにしています。

また、日中の学習活動中に発熱や体調不良の子供も、職員が出た場合でも同様の対応を取っています。そのときに、体調不良者の対応を取る職員は養護教諭で、手袋、防護マスクなど、完全対応の形を取って保護者への引渡しを行っています。現在、学校には簡易抗体検査キットを保健室に保管してあります。すぐに保護者が迎えに来られない場合には、医療機関につなげるために校内で養護教諭が検査を行える体制を整えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。児童、教職員の発熱の対応ということで、今、伺いました。特に校内にコロナを入れないという徹底をしているということでもありますけれども、先ほど言ったその万が一、校内

に入れないということなんですけれども、万が一出た場合、休校あるいは休校依頼、学級閉鎖、学年閉鎖等の判断というんですか、そこら辺についてどのように考えているのか伺いたと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、村杉 有君。

○学校教育課主幹（村杉 有君） 万が一、児童・生徒が感染し、休校または学級閉鎖、学年閉鎖をする判断についても学校間での話し合いをしております。濃厚接触者が校内にいる可能性がある場合については、現在、日数を数日程度決めて、休校の範囲を学年にするのか学校全体にするのか決めております。濃厚接触者がいないと判断される場合については、休校措置または学年閉鎖等の措置は取らないというように、そのような形で今対応しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。とにかく出さないということが一番大事だと思います。体調不良者が出た場合には、養護教員の方がしっかりとフォローをしていただいていると。また、検査も、抗原検査キットも保健室にあるということでもありますけれども、先ほど丸島議員の中でもありましたけれども、このオミクロンは、本当にどこに潜んでいるか分かんない。誰が感染しているかというのも、もう簡単に感染しちゃうという、先ほどありましたけれども、ここに来て重症化をしているということもありますんで、入れないということが一番大事だと思います。ですけれどもそういう状況でございますんで、気を緩めず、先生方も大変だとは思いますが、対応をしっかりしていただきたいと思えます。

先ほどあった観察カードも、今、私も毎日、熱を私が測って、私が観察カードに書いて2人を送り出していますけれども、子供ですから、ストーブの前において測りますと、今日なんか36度9分とか37度出ています。だからそこから離れて取らせろと言って怒りましたけれども、そういう中で、きっちり約束を守って学校に行っていますんで、現場でもそういうことを見守りながら指導のほうをしていただければというふうに思います。そういうお願いをしながら私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時49分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 次に、3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 議長より許可をいただきましたので、私のほうから一般質問を始めさせていただきますと思えます。

これから質問させていただく課題については、いずれもこれまで一般質問の課題になっていたものです。私

も何度かこの一般質問、この課題で取り上げさせていただきました。

まず1つ目が、自主防災組織についてです。

先日、南海トラフ巨大地震が40年以内に90%の確率で起きるというふうに予測されていました。併せて気候変動の影響を受けて、災害発生の確率は高まっているという状況をお互いに共通認識としていきたいと考えています。

平成7年、1995年、阪神淡路大震災では、近隣の住民が救助活動の中心になりました。これを教訓とする初期の救助、消火活動の取組や、浸水災害時における住民の事前避難を促す必要があることなどから、住民による共助の有用性、必要性が重要視されてきています。とりわけ大震災では、被害が広範囲に及ぶことから公助だけでは対応できないため、自助、共助の重要性は増えています。共助の地域防災の中核を担っている自主防災組織にも多くの課題が突きつけられています。災害対策に責任を負うのは市町村です。自主防災組織は住民による自主的な防災活動団体ですが、その組織育成は市町村の責務と災害対策基本法に明記されています。

現在、自主防災組織は、令和3年、2021年で、防災白書によると全国で16万9,205組織、活動カバー率は84.3%というふうに報告されています。本町における自主防災組織は11組織、活動カバー率は18.6%、これは令和2年、2020年の数字です。そういう意味で、組織化をはじめとした取組は遅々として進んでいないということです。総合計画にもあるSDGsの理念の一つ、誰一人取り残さないは共助なしでは達成できません。間近に迫るいつ起こるかもしれない災害に備えることは急務です。自主防災組織は有用な組織ですが、機能する制度として組織化できなければ本来の目的を実現できません。相互助け合いのコミュニティ建設と、災害時における住民の生命と財産を守る、そのための具体的な取組を求めて質問していきたいと思います。

まず初めに、定義、目的について繰り返しになりますけれどもお答え願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 自主防災組織につきましては、災害対策基本法におきまして、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として位置づけられ、市町村がその充実に努めなければならない旨、記載されております。

本町においては、地域の実情に応じて行政区や集落単位で結成されており、防災対策の基本である自助、共助、公助のうち、共助として地域住民の皆さんが連携して町の安全はみんなで守る、そういうことを目的としております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） じゃその上で伺いたいと思います。自主防災組織の現状についてお答え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 本年2月1日現在、11団体となっております。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） じゃその既存の組織の活動内容についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 既存組織の活動につきましては組織によって異なりますが、町が実施する防災訓練への参加や、組織で保有する備蓄品の点検、補充や資機材の動作確認などを実施していただいております。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 既存組織の活動内容について、活動の調査とか把握、そういうものについては行っていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 各自主防災組織につきましては、その活動について補助金を交付させていただいております。主に年度末に実績報告という形でその活動内容を報告いただいておりますので、そこで確認しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 活動内容の調査把握ということが、それ以降の各組織の支援内容や、あるいは活動の充実につながるというところになっていくんじゃないかというふうに思っています。年に一度の活動報告ということじゃなくて、ある程度日常的に、日常的というわけにいかないでしょうけれども、小まめな活動の把握ということを通じながら、具体的な支援活動とかというようなものを考えていったらどうかというふうに思っているんですね。そうすると、調査報告ですと調べたいことが分からないというようなことになる。それはなぜかというふうにいると、消防庁が自主防災組織の活動調査項目としているものがあるんですね。要するに一般的にこういうことだということじゃなくて、項目を明示して、日頃どんな活動をしていますかというような把握の仕方をしています。ぜひそういうような方向で、活動内容の把握なんかについてもやっていったらどうかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まだ少ない11組織ということですが、その11をそれぞれというのはなかなか難しいかと思っております。以前、ある防災組織のほうからの申出で、防災組織間の情報交換、そういうのはどうだということで一度実施したことがございます。本町ですと基本的には防災訓練で自主防災の方が来ていただいておりますので、そういう中での意見交換、また、いろんな要望、実施している内容の確認とか、そういうところでできれば一番やりやすい形なのかなと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今後の方向性というところでも具体的なところを話すようになると、お互いに議論することになると思いますけれども、次の項目に行きます。

既存組織の防災災害時の対応能力の評価について、どんなふうにお持ちでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 各組織ごとにリーダーを中心に災害発生時の役割分担などを決めて、それぞれの任務に当たっていただくことになっていると考えております。

災害時における対応能力についてということですが、なかなか町のほうでお答えできるものではないのかなというふうに考えております。いざというときに組織として機能するよう、日頃から訓練や組織としての事前の取決め、そういうのを把握していただければと、重要だと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 先ほどの2番目の質問とこの質問については密接に関係するというふうに思っています。町で答えることではないというのは遠慮し過ぎじゃないのかなと。要するに位置づけが町の先ほど定義のほうでもおっしゃられましたけれども、町がそれなりに組織育成をしていかなければいけないということですから、ぜひあまり消極的にならないで、積極的に少ない数の防災組織ですけれども、その充実、それから、そこから波及をさせていくというようなことでぜひ考えていく必要があるんじゃないかというふうに評価の面では思います。

それから、自主防災組織の目的、役割、これは組織化をしていく上で大事なことだというふうに思います。

この共有化を町の中で図るためにどんな取組をしているかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず、自主防災組織の目的等につきましては、毎年広報ちょうなんに掲載したり、特に区長会議のほうで説明しまして、自分たちの地域は自分たちで守るという自衛意識と連帯感に基づいて結成していただけるように呼びかけております。

共有化ということになります。まずそういう自衛意識と連帯感ということについての共有化というのを目的としております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 先ほども答えていただきましたけれども、11組織で18%のカバー率というふうに現状はなっているとお答えいただきましたけれども、そういう組織化の現状、非常に全国的に高いんですけれども、全国がじゃ十分機能しているのかということでも問われれば、そのところは十分機能しているというふうにはならないんじゃないかとは思っていますけれども、ただ、組織の出来方、それから組織の数、それからカバー率からしても、かなり本町は遅れているわけですね。そういう現状から、そういう町の姿勢だけでいいのかどうなのか。町の姿勢、要するに待っているということね。住民がこれをどうしましょうかというような形で問うまで待っていていいのかどうなのかということ。これはきちんと外に出て、そういう現状を打破するというふうにと組を変えていかないと無理ではないかというふうに思っているんですね。ぜひそういうところの検討もしながらということで考えておいていただければと思います。現状について、個別避難計画の作成につい

て、これはどうなっていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 令和3年の災害対策基本法の改正によりまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。作成に当たりましては、担当課であります福祉課のほうを中心に、民生委員さん、いろんな隣近所を把握している自主防災組織の皆さんの協力を得て今後作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これは後でこれからの取組の中で議論をしていきたいと思っていますけれども、個別避難計画についてかなり重いものがあるんじゃないかというふうに思います。これは個別避難計画だけではなくて、全体として自主防災組織なり何なりの目的みたいなものをどう達成していくのかということであると、非常に幅広いことになるというふうに思いますので、このところについてはこの後の議論をしていきたいというふうに思います。

その上で、今後の方向性等取組についてお伺いをしていきたいと思えます。一つは、長南町地域防災計画案のパブリックコメントの募集がありました。この目的と結果についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） パブリックコメントの募集の目的につきましては、今回の防災計画を修正するに当たりまして、多くの住民の皆様から防災計画修正案に対するご意見をいただき、その意見を計画に反映させていくために行ったものでございます。パブリックコメントの結果につきましては1件ご意見をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 差し支えなければ1件の中身はどんなものだったんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 内容的には、この計画の内容というよりも整合性についてのご意見でした。表現と申しますか若干ずれているところの、そういうご指摘というのが一番分かりやすい回答だと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 町のパブリックコメントの募集がいろんなところでされているんですけども、本来のパブリックコメントの意味をなしていないというふうに今お答えいただいたことから言えるんじゃないかというふうに思うんですね。パブリックコメントをこれ以降は続けていく必要があるというふうには思うんですけども、そういう側面を克服するためにどうしていったらいいのかということについてぜひ、今お答えいただかなくても結構ですから、検討していただきたいというふうに思います。

それから、長南町の地域防災計画の中で、自主防災組織の位置づけ、軸として自主防災組織の名前がいつばい出てきているんですね。そういう中で、この計画の中での位置づけと現状、僕は乖離しているんじゃないかというふうに思うんですけども、どうその乖離を考えているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 地域防災計画での自主防災組織の位置づけ、役割につきましては、先ほどからお話しておりますとおり、災害発生時における共助を担う組織として隣近所への声かけや助け合いなどの地域コミュニティとなる組織と考えております。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 位置づけと現状、自主防災組織そのものが応え切れないというような状況になっているというのは事実だと思うんですが、その上で総合戦略の数値目標、自主防災組織の組織化の数値目標がありますね。これが令和7年、2025年で20団体だというふうに数値目標が示されています。カバー率についてどの程度になるのかお答えいただけますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 総合戦略策定時の現状値、令和元年ということになりますが、11団体でカバー率18%、先ほどからの数値になります。目標数値というのが令和7年度ですが、20団体ということで掲げております。そのカバー率については設定、試算という形はしておりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 自主防災組織の基礎となる地域について、こういう地域でなければならないなんていうことがないわけですから、大きいのもちっちゃいのもというようなことになると思うんですね。実際、災害時に対応できるのかできないのかというのは、どれだけ自主防災組織が地域をカバーしているのかということだと思うんですね。そうすると、このカバー率についても数値目標として上げるべきではないのかというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） この計画作成時には、この20団体というのに基づいて、どこの地区幾つ、どこの地区世帯幾つで、出せないという考えの下に、20というのを設定してイコールになるような、これと連動したカバー率を出せないという判断でしたが、今河野さんの質問の中にあつた、目標の20とは別にカバー率という、別というか連動しない数値でもカバー率は必要だったのかなと今は思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、このカバー率も数値目標として明示をしていただきたいと思います。要は今の現状からすれば、かなり急いで、急ぐことがどういうことなのかというふうに、今この自主防災組織が必要なも

のだということ考えているならば、今議論していますから、お互いに必要だという視点で議論をしているわけですけども、そういう現状から総合計画や戦略の下に地域防災計画の作成と併せてカバー率も含めて数値目標化していく。併せてロードマップの作成が必要だというふうに思うんですね。要するにどんな形でこの自主防災組織を町内に有用なものとして確立をしていくのかという、その目標に向けたロードマップが必要だというふうに思うんです。ぜひその作成について行っていただきたいということと、それからそれについてどう考えているのかお答え願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） ロードマップの関係でございますが、そこにたどり着く前に防災組織の組織数というのに今までこだわっていたというのはございます。今お話のあったとおりもちろん数もそうですが、カバー率というのがこれからは重要になるというのは、今答弁等のやり取りで私の中でも重要だというのは把握して、再度思っております。その中で、これから組織を広げるのには、私どものほうとしては外に出ていくのももちろんですが、自主防災の在り方、特に隣近所であることはよくお話しさせていただいているんですが、実際に自主防災の方がどんなふうやっていっていただくのかというのがアピールが少なかったのかなと反省しております。特に災害時については先ほどからの隣近所の役割、それが重要になるということですか、避難所においては、初期の段階ではもちろん町が開設し、その途中段階においては自主防災の協力がないと開設した後の運営ができないと、そういうようなものを実際に何が必要だということを町民の皆さんに理解していただきながら増やすというのが一番重要なのかなと今感じております。その中でロードマップについても、そういう筋道を立てた中でこれから考えていきたいと思っております。回答と離れてしまったかもしれないんですが、筋道を立てた中でこのロードマップは考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、筋道、ロードマップの作成について手がけていただきたいと思っております。そのためには、庁内、要するに役場内の自主防災組織についての位置づけ、そういうようなものについて明確にしていく必要があるというふうに思うんですね。それが担当の一部署でそのことを担うなんていう、そういう代物じゃないということについてもぜひ庁内で意思統一をしていただいて、取組をしていただきたいということで、要するに自主防災組織の活動は、地区の区ですね、何々区、例えば私のところは報恩寺区とか、そういうようなところ。それから生活支援体制への整備、これは災害時ということではなくて、日常の生活支援とか移動支援とか居場所づくり、そういう対象になる方も含めて整備をしていくというそういう必要性の意味です。それから指定避難所運営、それから避難行動要支援者支援、民生委員などその他の制度や仕組みに波及、連動する、そういうものだと思っております。関係部署との連携づくりについて、これは庁内ですね、さっきも言いましたけれども、役場内の関係部署との連携づくりについてどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） ご質問のあったとおり、避難行動要支援者は、民生委員さんや支援者との緊密な連携が必要になるかと思っております。全ての面におきまして、関係部署や担当する民生委員さん、また、自

主防災組織、相互連携を図れるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 要するに自主防災を語る時、地域コミュニティづくりを同時に同じレベルで考えていかなければいけないというふうに思っています。要するに回答にもありましたように、2番目の自主防災の位置づけ、そういうところからも導き出されるように、地域コミュニティづくりそのものだというふうに思っています。そこに向けた市内の連携、組織づくりが必要だということで理解をして、ぜひその取組をしていただきたいと。要はこの質問の中で、執行部にそのことに取り組んでほしいというふうに投げたわけです。それに対して答えてくれたわけですから、具体的な連携についてぜひ取組のほうをお願いをしたいと思います。

次、各項目の所管についてお聞きしたかったんですけども、これについては省かせていただいて、学校、特に中学校ですね。中学校や地域企業などとの協働による取組についてあったらお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 学校との協働につきましては、学校は児童・生徒の安全確保が最優先と考えております。災害時の協働による取組については難しいのではないかと考えております。

ただし、児童・生徒の地域における活動については、積極的に参加していただけるように啓発をしていきたいと考えております。

企業との協働の取組ですが、先般、包括連携協定を締結しました明治安田生命から何らかの形で町に支援をさせていただきたいというお話も伺っておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 中学生の問題については、現状はそうだというのわかります。これから地域を担っていく人たちです。そういう中で防災教育を行っていくということ、それから一定程度災害時に中学生あたりがそういう防災教育をめぐりながら避難所の運営に協力するとかそういうようなことを、それから先ほども言ったように、将来の防災のリーダーを担っていくというようなそういう意味での防災教育というのは中学生の頃から必要じゃないのかと。全国的には非常に手をかけているのは少ないんですけども、そういう動きがあるということなので、ぜひ頭の隅っこにでも入れておいていただいて取組をしていただけたらというふうに思っています。

それから企業については、地域の企業との関係も含めて具体的なことを計画をしていくということも必要ではないのかというふうに思って、このところは質問をしました。これから話すことにそのことも先ほど来から話していることもつながるわけですが、努力義務というふうに今されていることを、避難行動要支援者支援、このことを一つ取っても、名簿の作成とか個別避難計画、それから訓練、そういうようなものがあるわけですね。災害と共助の地域を守る仕組みづくり、そういう意味から新たなコミュニティの再構築に向けた動機づけ、きっかけ、要するにこの名簿作りに関連するようなことをきっかけとして、先ほどの質問で言いましたが、日頃からの見守り活動みたいな取組、ほかの部署でやっていますね。そういうもの、活動と併

せて、自主防災組織の組織化、充実に向けて取組を行うということが必要ではないのかというふうに思っています。ここの趣旨がよく伝わらないのではないのかというふうに自分でも思ったので、何点か違う言い方をしながら、その言わんとしている趣旨を理解していただきたいと思います。

先ほども言いました、町の姿勢ではなく外に出る取組の仕方、アウトリーチで総合的に地域づくりに関わるワンストップ窓口、地域担当部署を設置する、これは庁内の問題ですね。それから、総合戦略の中に自助、共助によるコミュニティづくり、協働に関する基本指針の中に、「共に生き、わかち合う 未来に向けたまちづくり」そういう施策にも通じる、あるいはそこに資するものではないのかと。持続可能な町づくりの課題、人口減少、過疎化対策、インフラ整備、独居高齢者世帯対策、空き家対策、こういうものが総じて動きとしてコンパクトシティ構想がどうなのかということになると思います。

そして、コンパクトシティ構想というふうに言葉で言えば理想的な抵抗のない解決策になるということではなくて、多くの困難性を持ったことで現実に取り組まなければならない課題です。先ほどずっと何点か申し上げました、持続可能な町づくりということ。ここに向かうために避けては通れない基本的な課題だと。要するに地域コミュニティづくりというのはそういうところに通じるんじゃなくてそのものだということです。そして自主防災というところに引きつけて言えば、自主防災組織の位置づけは、私、それと公の隙間を埋めるコミュニティづくり、今日の原点、協働でいい町をつくる、安全で安心な町づくり、その中心になるべき組織だということに思っています。決して行政のやるべき仕事の補完機関ではなくて、行政でできない、やれない部分、私の部分、家庭だけではできない地域の安全に関わる部分をカバーする組織である。安全・防災はコミュニティの核となり求心力となる共通理念というふうに位置づけられています。そういう意味で単に自主防災組織をつくるということではなくて、自主防災組織をつくるということが地域のコミュニティづくり、そのこと自体が持続可能な町づくりのためのコミュニティづくり、そういうものに通じるものなんだという認識を持ってぜひ取組をしていただきたいと。そういう共通の理解が得られたということによろしいのかどうなのかは申し訳ないんですがお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 河野さんのおっしゃりたいことはよく理解したつもりでおります。簡単に答えさせていただければ、先ほど回答させていただいたとおり、自主防災組織についてはいろんな面でもうちょっと違う側面で筋道を立てて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、今まで役場の中でどういう課題に対する取組をしていたかというのは私のほうも理解していませんけれども、ぜひ庁内挙げて、役場総体挙げて一つの方向性を議論してほしいというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。

次に、組織化と活動の実効性の向上のために、地域のリーダーの育成の取組を行うことが必要だというふうに思っています。その一環として、防災士の資格の取得促進、助成を行うつもりがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 防災士の資格を取得することによって、よりの確な指示、判断や行動に移せるものと考えております。自主防災組織の方の中にもう既に防災士の資格を取得した方もおりますが、この取得については今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 冒頭でも申し上げたんですけれども、自主防災組織が克服すべき課題、現在たくさん持っていると思うんですね。高齢化したり、それから後継者が不足したり、それから人がいても具体的にリーダーになる人がいなかったりというようなことがあります。そういうことから、ぜひ育成強化を図る町の役割として実現のほどをお願いしたいと思います。

最後になります。自主防災組織の組織強化、充実に向けたロードマップを示してほしいと。先ほど組織建設のためのロードマップというようなことを言いましたけれども、これはさっきも言いましたように、自主防災組織づくりイコールコミュニティづくりなんだというふうな、そういう意味合いも含めたロードマップの作成が必要じゃないのかというふうに思っています。ぜひ分かりやすい町政の絵を描くということもよく言われていますので、そういう意味合いでもぜひロードマップの作成をしていただきたいということです。どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） それについては検討させていただきたいと思います。筋道を立ててものを進めた中で考えさせてください。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 自主防災組織については、以上で終わって、ぜひ奮闘のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町の公式ホームページについてです。町づくりの指針である総合計画では、将来像として「人とつながり 地域とつながり 次代につなげる こころのふるさと長南」、それから、同基本方針6では、安心・安全に暮らせる町民との協働によるまち、積極的な行政情報の発信や意見交換の機会を設け、住民と対話する行政の実現を掲げています。そのための有効なツールとして現在最も一般的と言えるホームページの活用の充実が必要であるというふうに考えています。これまでも同様の考えから一般質問をさせていただきました。正直言って、現在見ていてまだ一般質問の真意なりが届いていないなということで、私の質問力のなさについて反省しています。今、ホームページの全面リニューアルも間近というふうに考えられることから、この機を逃すことなく、町政の見える化と新たなインターネット、ホームページの活用の第一歩として位置づけ、運用する。というようなことを求めて質問をしていきたいと思ひます。

これも定義、目的ということで改めて伺うこととなりますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 定義、目的ということでございます。町の公式ホームページにつきましては町の情報を町の内外を問わず、様々な方々に対しまして発信するためのツールでございます。日常生活に必要な行政情報だけではなく、災害時の緊急情報、シティープロモーションなどあらゆる情報を随時更新してタイムリーにお知らせするためのツールであるというふうに考えております。

また、広報機能だけではなく、ホームページから町政へのご意見をお聞きするための広聴の機能や、様々な行政手続の方法や様式をダウンロードする機能もございます。

このように、役場が閉庁している時間であってもホームページにアクセスすることで様々な情報の確認や問合せが可能となっております。広報、広聴、行政申請手続など多くの目的を担うツールであるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 繰り返して申し訳ありません。その上で現状についてお聞きしたいんですが、今までも庁内の統一運用基準とか所管部署の運営方法、ルールなどについて、正確にこういう言葉で尋ねたことはないんですけども尋ねてきました。長南町ホームページ運用及び管理に関する要綱というのが制定をされているということについて教えていただきました。これは2015年、現在のホームページがリニューアルした際にこの要綱が設定をされたようです。したがって、これ以降この要綱に加えて所管部署の運用方法とかルール、そういうものについてつくっていくつもりはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） この所管部署内の運用方法、ルール等につきましては、附属機関が開催する会議等について、令和4年度以降基本的に統一基準を策定して公表できるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 基本的には、現在の附属審議会等、そういうところの議事録なりは、全てホームページに載っているわけではないですね。載っているところも、議事録をかなり詳しく載せているところ、それから次第しか載せていないところ、そういうようなものがあります。それは、この間の議論では担当の部署のほうの判断だというふうにおっしゃっていました。現在もそういう状況は続いているということでそれぞれの課の中で改善をするなんていう動きはまだ現状はないということですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 現在においては統一基準はありませんので、早い段階でこの基準に基づいて公表できるよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 次に、今後の方向性と取組ということで、統一的な運用体制の確立をというふうに求めようと思ったんですけれども、そういうことで取組をするということでした。附属審議会等の議事録の掲載について、公表、掲載を拒むような、支障になるようなものというものはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 審議会の中では個人情報、特に個人情報ですから、いろんな所得等が出てくるものについては全体を控えるのか、黒塗りにするのかは今後の統一書式の中で検討したいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今度は個別の所管の課だけではなくて、統一的に判断をしていくということですので、ぜひそういう検討をしていただきたいと。その上に立って特別なものを除く以外は公開の障害になるというふうなものについては考えられませんので、基本的には公表をしていくという、つまり公表というのはホームページに掲載をするという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほどの現状の運用でも回答させていただいたとおり、基本的には公表というので進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） いい結果を期待しております。

次に、リニューアルについてですけれども、先ほど言いました2015年に現在のホームページについてはリニューアルをした。前回の企画課長のお話ですと、四、五年をめどに全面リニューアルをしていくんだというようなことをおっしゃられました。リニューアルの時期についていつ頃というふうに考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ホームページのリニューアルの時期がいつ頃の予定かという内容の趣旨かと思えます。ホームページのリニューアルにつきましては基本的には、基本はその必要性が生じたときにその都度行うものというふうに基本的には考えております。必要性といいますと、いろんなケースが考えられると思います。例えばデザインが古くなり相当劣化したと考えられる場合は、閲覧者からの長南町のイメージが損なわれる、そういった状況が考えられます。そういったときには好感を持っていただけるようなデザインに刷新する必要があるのではないかというふうに捉えております。

また、機能面、そういったことでいえば、例えば多言語化、あるいは視覚障害者への音声読み上げ機能など、機能追加などにより全ページの体裁に影響が生じるなど、現状のこのシステムの中で対応的できない場合は、

機能追加と併せてリニューアルを行うことも考えられると思います。

また、情報量が増えて、閲覧者が速やかに必要な情報まで到達できないというような形が頻発してきた場合など、リニューアルによるそういったカテゴリーの分類分けの見直し、再整理、そういった必要が生じるものと考えております。したがって、当時の河野議員の質問の中で四、五年で全面改訂というふうにお答えしたと思うんですけども、今話したような状況が生じてきましたならば、現時点ではその一部のリニューアル化、二、三年のうちには必要なかなというようなことを現時点では捉えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そうすると、今、何項目がおっしゃっていたんですけども、その点についてはクリアをしているというふうに考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、一番痛感していることは、今、私、例示でポイントを申し上げましたけれども、東京オリンピックがございました。それが1年遅れたという形で、例えば多言語化の機能、そういったものがまだうちの場合にはなされていないというようなところが若干遅れているのかなというふうに今痛感しております。そういった意味でそこら辺の内容については遅れている、これをクリアしていかなければいけないのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 現在のものでは満足をしているわけではないけれども、まだ耐えられるんじゃないかという結論だというふうには思うんですけども、それで二、三年後というふうにおっしゃったと思うんですけども、ホームページをリニューアルするなり、あるいは見やすくしていくということを、全面リニューアル、それで必要なかどうなのかという、そういう判断だというふうには思うんですけども、一つは、現状の改善はしなければならないというふうに思いますよね。それは、例えば調べやすさや見やすさ、さっきも言ったイメージとか、要するに、見栄えなんかの話も含めて、一つは、そういうものを充実させて町政を住民に知らせるといふ、そういう面での改善というのが一つあると思うんですね。この質問をする際に、多少勉強したんですけども、私の今の知識では追いつかないんでね。今いろんなこと言われていますよね。単にホームページという住民に知らせるだけの役割ではないんだよと。地域の活性化という、そういう視点でのインターネットの活用というようなものについてきちんと戦略として立てるべきなんだと、今。そういうようなことが言われています。

結論的に言えば、二、三年ということ言われてそれを早めるというふうにするだけの材料が今私のほうはないんで、あえてそのところは言いませんけれども、これから住民参加による持続可能な町づくりの整備、そういう側面としてのホームページ、それから、より大きな視点、戦略的な視点でのインターネットの活用に向けたそういう全面リニューアル、そういうものを視点に持って、ぜひ今からそういう取組を進めてほしいというふうに考えますがいかがでしょう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） まず、河野議員の貴重なご意見ありがとうございます。今後の方向性、戦略、その一番の視点は、まずは誰にでも分かりやすい情報発信のツールとしていく、それが第一義的に考えられます。インターネットの活用に関する新たな企画戦略の点につきましては、SNSの活用、連携の面で、例えばフェイスブックやインスタグラム、ツイッター、そういった公式アカウントの開設、連携も将来的な戦略の一つというふうに考えております。

しかしながら、これらの情報発信ツールにつきましては、いずれも小まめに更新を行うことで効果が得られるというふうに考えておりますので、効果的なこのSNSの活用に向けた手法や体制等を研究している段階でございます。現時点におきましては、第1段階として来年度、LINEとホームページの連動による情報発信の迅速化を図ってまいりますので、これも一部のリニューアルという形で捉えていただければ幸いに思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。ぜひ行っていただきたいと。それから全面リニューアルの際には、ぜひ先進的な自治体や、先進的な自治体というのも既に入れていれば先進的じゃなくなるかもしれませんが、関係企業がかなりいろんな意味で自治体に対しての売り込みや何か、今活発にやっているようですから、そういうところもぜひ参考にしながら全面リニューアルの際には取組をお願いしたいと。本当は四、五年というふうに言っていたんで、今年か来年あたり具体的な取組に入るのかというふうに思っていたんですよ。したがって、そこも含めてきちんとしたロードマップを示せというふうに言おうと思ったんですけども言えなくなりました。ただ、ロードマップというのは必ずしも一つの目標が遠ざかっても、その遠い目標に対して具体的な道筋、行程をつくるということになると思ひますから、図面化しなくても頭の中でもぜひ描いていただけて進めていただければというふうに考えています。

以上で、私の質問については終わりにさせていただきますと思ひます。

○議長（松野唱平君） これで、3番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分からを予定しております。

（午後 1時56分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

町長におかれましては、このたびの町長選挙ご当選おめでとうございます。引き続き町のためにご尽力をくださるようお願いをいたします。

さて、最初の質問でございます。

町長はこのたびの選挙におきまして、ふるさと再生に全力を尽くす、また、かつての活気とにぎわいを取り戻すというような見出しで、環境や産業、自然、健康、教育、安心・安全と6つのジャンルにおいてご公約をお示しいただきました。昨日の施政方針で一部触れておられるのかもしれませんが、ジャンルごとにももう少し詳しいお考え、これをするんだとか、一歩踏み出すんだというようなお考えがあると思いますので、それを順次お尋ねしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

初めに、環境でございます。

公約にも最初環境でございますが、環境には3つの枝と申しますか、項目がございました。今回2点お聞きしたいと思います。

まず、公共交通体系の新たな構築ということでお示しくございました。それについてもう少し詳しくお考えがあればお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 私の公約についてのご質問です。

その中の地域公共交通についてですけれども、人口減少による公共交通利用者の減少や、高齢化による運転免許証自主返納者の増加などにより、効率的な公共交通網の維持が困難であることから、公共交通の利用実態と町民ニーズの調査分析を踏まえ、第2次となる公共交通計画のマスタープランを令和4年度に策定することとされています。その計画に基づきまして、利用しやすい公共交通網を目指していきたいと考えています。

以上です。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

続いて、新たな拠点づくりということで述べられておりますので、この考えについてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 新たな拠点づくりにつきましては、町有地や他の遊休土地に地域経済の活性化や雇用創出につながる企業を誘致し、そこを新しい拠点地域として位置づけたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 参考までに長南町の高速のインター周辺の、近辺の何か考えはございませんか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） インター周辺につきましては、非常にまとまった広い土地がないわけでありまして、幾

つかの企業に見ていただいているんですけども、なかなか今言ったように求めるだけの土地面積が確保できないということで、なかなか前に進んでいないということでもあります。引き続き、このインター周辺の企業誘致は希望する企業をこれからも探していきたいと思っておりますし、企業からの提案も待っているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

では次に産業関係ですが、4つ項目がございましたがそのうちの2つで、初めが農業、商工業、観光の振興についてということで述べられております。ちょっとこの辺の考えをもうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 農業の振興につきましては、後継者や担い手不足が深刻化する中で、農業経営の改善と生産額の増加につながるような、そのような施策を展開していきたいとそうように考えています。

商工業の振興につきましては、経営改善指導や資金融資に対する利子補給を行うなど、町全体の商工業の活性化を支援していきたいと考えています。

観光分野におきましては、広域的観点から広域観光ルートの設定やインバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信していきたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

もう一点、企業誘致及び移住・定住の促進ということで述べられております。これもちょっと詳しくお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 企業誘致につきましては、新たな拠点づくりと連動させて進めていきたいと考えています。

移住・定住の促進に向けた取組としては、新しい暮らし方や働き方を求めて増加している移住相談者の受皿として、空き家の有効活用を図り、地域課題である空き家問題と人口対策につなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

続いて、健康の関係です。1個、自然をパスしまして、健康の関係ですが、3つ項目がありますが、2つお聞きします。

まず、感染症対策、今問題ですが、予防保健の充実・強化についてということについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 感染症対策では、当面の課題であります新型コロナウイルス感染予防対策であります。ワクチン接種を希望する全ての町民の皆さんが速やかに予防接種を受けることができるよう、接種体制を構築したいと考えています。

予防保健の充実・強化では、町民の健康づくりを推奨し各種検診による疾病の早期発見、治療及び生活習慣病の予防対策を講じていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

もう一点、高齢者の生きがい対策、地域福祉の推進ということで述べられております。高齢者に対してどういうふうな対応をしていくのか、ひとつお考えをお聞きます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 高齢者の生きがい対策については、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるような生活支援と、楽しみながら意欲的に学べる学習環境を整えていきたいと考えています。

地域福祉の推進については、民生委員、児童委員をはじめ関係機関と連携して、地域で支える福祉を推進したいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

あと2つであります、教育の関係ですが、3つございまして、そのうちの一つのGIGAスクール構想及び人づくり教育の推進ということの取組について、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） GIGAスクール構想では、小・中学校の児童・生徒に1人1台配布されたタブレットや中学校まで整備された電子黒板を活用し、児童・生徒のコミュニケーション能力や問題解決力の育成に努めたいと考えています。

人づくり教育の推進では、長南町教育振興基本計画の方針に沿って、郷土を愛する長南っ子を育成していきたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 小・中学校におけるGIGAスクールに関連するかどうかあれですが、私ども教育民生常任委員会では、この先月あたりに小・中学校を訪問して、この辺の状況を見せていただこうと思ったんですが、思ったとおり第6波がありまして、教育長のほうにもいろいろお願いしていたんですが、ついにそれが

できなかったということで、また時期を改めまして、これが7波の来る前あたりにたまたまし時間があれば見せていただきたいと思います。

町長も相当お金をつぎ込んで、町もおりますので、この件ひとつまたよろしくやった後の状況を、教育長とも相談してよい教育ができるようによろしく願いをいたしまして、次に参ります。

最後に、安心・安全の項目でございますが、町長は災害に強い町づくりということで、どのようにして災害に強い町にしようかというところの考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 災害に強い町づくりでは、令和3年3月に策定いたしました国土強靱化地域合同計画、あるいは現在見直しを進めている地域防災計画に基づく計画行政を推進し、町民の皆さんの生命・財産などの安心・安全につなげていきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 先ほど河野議員の質問で、防災関係の各地域でやる関係、現在20か所ですか、あるということで、これをさらに増やしていかなくちゃいけないというようなこともあるようですが、目標を立てて倍にするんだとか、1.5倍にするんだとか、いつまでとか、そういうような考えを少しこの災害に強い町づくりの一環として町長の口から出しちゃったらどうですかね。2年間の間に倍にしますと、何倍にしますとか、そういう何か意気込みをないかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 自主防災組織について、今、町では11地区に設置されているわけですが、河野議員のほうの質問もありましたけれども、どうして長南町に自主防災組織が多くできないかと。

長南町というところは、災害が少ない町、比較的あったとしてもそんなに大きな災害になっていないというようなことで、住民意識がそこまでいっていないのかなというふうに思っておりますし、また、その組織がなくても何とかなってしまうということもあったかもしれません。

ですけれども、これからは近い将来大きな地震が来るとも言われております。また、気候変動の中で予想もしない災害に見舞われることもあるわけですので、そういったようなことを十分に住民の皆さんにお知らせして、周知して、住民の皆さんの意識改革、当然町役場職員の意識改革も踏まえて、これは取り組んでいかなくてはいけないなど、そのように思っております。

これで数値目標を11を20にします、3年後に20にしますとなかなか言いづらいわけでありますけれども、20まではいなくても、1つでも2つでも3つでも増やしていけるように努力をしていきたいと、そんなように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。今回町長の公約について、もうちょっと深く聞いてみたか

ったということでお聞きをしました。またその次に今まで聞いたものの進捗の状況はどうであろうかと、またその都度お聞きをしてお聞かせをさせていただきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願いをいたします。公約についてはこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

それでは次に、西部工業団地計画跡地の開発についてでございます。

この関係につきましても、機会のあるごとにお聞きをしておるわけでございますが、皆さんもご承知のとおり、この計画は株式会社アルカホールディングス、旧株式会社コロニーですか、ここの子会社である株式会社ライブの開発プランに基づきまして、町がこの計画を進めたいということから議会へ説明もしていただき、令和元年の9月には農村環境改善センターにおいて住民への説明会を行いました。

既に2年半近くなるわけですが、今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 西部工業団地計画跡地における開発の今後とはのご質問でございますけれども、西部工業団地計画跡地における事業計画については、直近では令和3年第3回の定例会で大倉議員にも一般質問をいただいております、そのときにもお答えをしていますが、循環型農業の事業提案があった企業に対しまして、町が地主として土地を貸し付けることがふさわしい相手方か、引き続き資金調達の動向などを見る中で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ということは、2年半前にお示しいただいた感じの関係は進んでいないということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 先ほどお答えさせていただきましたとおり、また、令和3年の第3回定例会でもお伝えしたとおり、やはりコロナ禍の影響などがございまして、企業の資金調達が進まないといった状況がありますので、そういった点において事業のほうが進んでいないといった状況でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。進んでいないと判断させていただきます。また次回の定例会でもまた状況等をお聞きするかもしれませんのでよろしくお願いをしまして、この質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

さて、最後に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてということで、今回コロナ関係何か質問をしており、またかということで申し訳ないですが、ちょっと毛色を変えた質問をさせていただきたいと思っております。

いつになってもこのマスクが外せないとか、いろいろこういうアクリルの板を設けなくちゃいけないとか、このような状況になっておりますが、世界は相当状況が変わっておりまして、もうマスクは撤廃だとか、全面規制はもうやめるとか、全面規制解除とか、そういうことが世界では起きております。

フランス、英国、スペイン、イタリア、ニューヨーク、いろいろ諸外国世相ありますけれども、ほとんどの欧州のほうは、アメリカ、西欧を入れて、欧米入れまして、ほとんどもうマスクは廃止ということで、ウィズコロナだということで、コロナはゼロにはできないんだという発想に基づいて世の中を回していこうということのようであります。

相変わらず我が国は全ての対策をしておいて、世界中の人から見るとどうなっちゃっているんだろうというようなこともあるというふうに聞いております。これは世間の状況で、世界の状況でいいんですけども、元に戻りますと、第6波のオミクロン株によると思われる日本全体の感染者数は、先月2月の初旬が大体ピークとなり感染者が下降しておるようです。死者数もちょっとピークをずらせて下がってまいりました。

この新型コロナは、2019年に中国の武漢で発生が確認されて、日本には2020年1月上旬に国内でも感染が確認されたというようでございます。そして、あっという間に世界中が大流行になってしまったと。

そして今回のワクチン、メッセンジャーRNAワクチンと言われておるようですが、遺伝子型ワクチン、遺伝子をちょっと構っているワクチンが開発され、人類が初めてこのような遺伝子型のワクチンを使用することとなりました。この生産会社であります、薬品会社でありますファイザーは、来年の5月までが第4相の試験中と言っております。ということは、何を隠そう人類全てが、今、ワクチン人体実験をやっているんだということになると言っても過言ではないんだろうと思います。で、このmRNAワクチンの接種につきましては3回目の接種も始まっておりますが、ブースター接種が始まり、5歳から11歳の小児への接種も始まっておるということでございます。

コロナ禍が2年たちまして、現在いろいろなことが分かってまいりましたようであります。例えば、現在接種しているメッセンジャーRNAワクチン、これは武漢型対応だと思いますが、2回打っても抗体が下がり3回目の接種が今必要となっていると。また、3回接種しても感染、発症する事例が出てきたと。小耳に挟みますと、2回ワクチンを打った人がまたかかりましたということが近親でもあったということも聞いております。ワクチン先進国のイスラエルでは、4回接種してもオミクロン株への効果は不十分だというふうに今はされているようです。

日本では、2回目のワクチン接種で死亡の疑いですが、約1,500人、重篤な副反応6,000人ぐらい、また、ワクチン接種者の19歳以下は重篤が341人、死亡が5人、20歳から29歳では重篤が693人、死亡が25人、これは日本でのワクチン接種後の状況です。また、19歳以下のワクチン接種者で副反応とされる心筋炎、心膜炎の疑いが男性で156人、女性で19人が報告されているようです。

また、ワクチン接種に伴い、免疫力の低下で発症される、先ほど丸島議員が带状疱疹というワードを出してくれましたが、免疫力の低下で発症される带状疱疹がワクチン接種後に増加してきていると。打てば打つほど免疫力が下がると、エイズウイルスを発見した、せんだって亡くなったようですが、ノーベル賞学者のモンタニエ博士も語っているというようなことです。このほか、多くの事実がだんだん分かってきており、このような事実を見てきますと、この新型のメッセンジャーRNAワクチンは多くの疑問が出てくるわけでございます。

新型ワクチンについてはこのような状況にあるようですが、質問の中のちょっと質問変わるかもしれませんが、ワクチン・検査パッケージについてということで伺いをしたいと思います。

本町にはインターネット等を見ますと、ワクチン・検査パッケージの登録店なるものが9店舗あるようです。

基本的な発想で、そもそもこのワクチン・検査パッケージとはいかなるものなののでしょうかということで、一つお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 国の新型コロナウイルス感染症対策本部で定めたワクチン・検査パッケージ制度の要項では、飲食店やイベント主催者等の事業者が入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴またはPCR等検査結果の陰性のいずれかを確認することにより感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課せられる行動制限を緩和する制度となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。ワクチン・検査パッケージというあまり聞き慣れない方もいると思いますが、これについてお聞きしました。

もう一度言いますと、この制度はワクチンを2回打てば、飲食、イベント、移動の行動制限を緩和するというものでした。しかし、2回打った人も感染するブレークスルー感染が相次ぐということで、この制度の運用が今停止をされたと思います。そうしたところ、政府の新型コロナウイルス対策分科会では新たな行動制限緩和策が議論され、ワクチン3回を必須とするワクチン検査制度、今度は名前が変わりましてワクチン検査制度と今話しているようですが、これが検討されているようであります。

ところが、これ3回打ってもまた感染する人が実際に現れてきております。そもそもこの新型ワクチンは、オミクロンを対象にしたワクチンではないわけで、これを打ってもオミクロンに効くのかなという甚だ疑問があるわけですが、私のげすの勤ぐりですがワクチン・検査パッケージに代わるワクチン検査制度は、3回目のワクチンをどうしても打たせたいと、注文したワクチンは使い切りたいというようなことじゃないのかなというふうな勤ぐりもするわけですが、国民が3回打てばワクチンメーカーは膨大なメリットがあるわけで、これまた3回では終わらない、4回、5回、毎年ということで今後も続けていかなければならないというような可能性が残っていると思います。

また、オミクロンに対するメッセンジャーRNAワクチンが、ファイザー等で開発されているというニュースも耳にするところですが、先ほども言いましたがそもそもワクチンというものは、我々が持っている免疫、自然免疫とか獲得免疫、免疫はいろいろ奥が深くてあるようですが、低下するという、ワクチンを打つと免疫が低下するんだと、3回、4回打てば打つほど自分の本来持っていなければいけない免疫が低下する。その結果、さっきの带状疱疹じゃありませんが、ほかの細菌やウイルスに対抗できなくなる。免疫力の低下ではほかの感染症やアレルギー、がんの再発、自己免疫疾患、これは膠原病とかリウマチとか、そういう症状が免疫低下によって現れてくるんじゃないかということが、もうすぐ結果が大体3回打てば分かるんでしょうけれども、そういうことが言われておると。

話がずれますが、エイズという病気があります。これは後天性免疫不全症候群というようです。これはHIVウイルス、ヒト免疫不全ウイルスというのが作用しまして、感染によってその人の持っている免疫力が壊されて免疫の機能が低下して、健康時には発症しなかった弱いウイルスなどが暴れ出して、様々な病状が現れる

病気ですが、接種回数がどんどん増えていくと免疫力がさらに低下して、自然免疫力がさらに低下して、今まで出てこなかった病気が、帯状疱疹しかりこれに準ずる、エイズに準ずることがないのかということをお心配する先生もいらっしゃいます。

そこでお聞きするわけですが、厚生労働省では今回のワクチンは感染予防を期待するものではないと、ワクチンを接種しても感染すると発表をしています。ワクチン接種者であっても感染する以上、ワクチンを打った接種者と非接種者を分けることに合理性があるのかと。このことは差別に当たり、平等権を保障する憲法第14条に違反する可能性があるのではないかという意見、また、医薬品を自分の体内に取り入れるか否かは個人の生命、財産に関わる重要な事項であって、自らの意思と責任に基づいて決定すべきものであると。

今回打っているワクチンは、来年の5月まで第4相の治験中であり、接種した多くの方が発熱、頭痛などの症状が出ることや、1,300名以上の副反応疑いによる死亡報告が挙げられていることなどから、接種に対し不安を持つ人もいます。アレルギーで、疾患などで接種できない人もいます。新たに進められようとしている、どうなるか分かりませんがワクチン検査制度、さっきのパッケージから変わるワクチン検査制度でも、接種を望まない人も接種を強いられるようなことになり、憲法第13条自己決定権に違反するおそれがあるのではないかということも聞きます。

ワクチン接種を行う町として、ワクチン接種者と非接種者に分ける、もうすぐ出てくると思われるワクチン検査制度、これは先ほどのワクチンパッケージと似たり寄ったりですが、どちらでもいいですけれども、このワクチンの検査パッケージとほぼ同じなワクチン検査制度について、どのように今考えるか、人権に影響はないのかということとどのように考えるか、町の考えをお聞きます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ワクチン接種の考え方ということですが、コロナワクチン接種は予防接種法の第6条第1項の臨時接種とみなして実施をするものということになっておりまして、同法の第8条によりまして市町村長は接種勧奨をすることとされております。

しかしながら、同法第9条では予防接種を受けるよう努めなければならないと努力義務は課せられておりますが、接種を受けることは強制ではありませんので、町といたしましては住民の方に情報提供を行い、ご本人が納得をした上で、接種のご判断をいただいております。

なお、接種の予診票にも接種の希望欄がございます。そちらで接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種が行われておりますので、決して強制で打ってもらっているというわけではございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。接種を進める際には、その辺十分お考えになってくれておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

人権の問題については、また出ないことが一番よろしいんですけども、町にも4名の人権擁護委員がいらっしゃいますので、いつどのような会議をしているか分かりませんが、この人権擁護委員さんにもこのようなこともありますねということで、ひとつお話をしておいていただければ幸いかなと思いますので、ひと

つよろしくお願いをします。

次に、教育や保育の場における接種の勧奨についてということで伺います。

幼児・児童へのワクチンの接種の関係でございます。

国では5歳から11歳への接種を決定しておりますが、ワクチンの有効性への疑問もある中で、副反応などのリスクも十分考えておかなければならないと思います。

私は今、いろいろもう調べている中で、私の結論としては5歳から11歳への小児へのワクチン接種は必要ない、やめるべきだというふうになるようになりました。いろいろ調べている中の一つですが、大阪府に泉大津市という市があります。ここの南出市長という方、42歳で議員を3期やられて市長は2期目なんです、職員といろいろ勉強した結果、5歳から11歳には接種を控えたほうがよいのではないかと結論に至り、ついにはインターネットで市長自ら動画を配信をして、市民に語りかけております。

ぜひとも見てもらいたいと思いますが、総務課長、町長の席ではユーチューブは見られますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 見られるようにはなっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 教育長は自席でユーチューブ等、インターネット動画を見る設備は持っていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

初めに、じゃ総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 町長も教育長も見られる環境にはなっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。ぜひともこの市長の動画を画面出してあげて、教育長もひとつ見ておれば結構なんです、ご覧いただければと思います。

どのような発信をしているかという、これは2月12日に配信をした動画でございまして「これからお子さんへのワクチン接種を考えている親御さんへ」という題名で、時間を食いますけれどもちょっと読ませていただきます。

こどもコロナプラットフォームの代表発起人で泉大津市長の南出賢一です。3月から5歳、11歳のワクチン接種が始まろうとしていますが、子を持つお母さん方、また、保護者の方にしっかりと情報を見極めていただきたいと思っておりますし、この接種は本当は危ないんじゃないかなというふうに考えています。

これまでのワクチン接種によって、例えば10代、20代の副反応疑いを見ていると、2年間でコロナで亡くなった数よりも、ワクチン接種をやって亡くなっている方のほうが10代では多くなっています。20代では、同じようなコロナで亡くなった方、ワクチン接種副反応疑いで亡くなった方、同じような数字になっていますし、それだけではなく、重篤副反応という数が圧倒的に10代、20代が多くなっています。これまでの2年間の間に重症化した人数はどんなものだったかということを見比べていただいたら一目瞭然じゃないかというふうに考えています。

で、さらには昨年12月の初めに厚生労働省からの通達で、心筋炎、心膜炎疑いを重大な副反応として医療

機関がちゃんと報告を下さいという通達がありました。昨年12月24日の厚生科学審議会で発表された数字を見ますと、ファイザー、モデルナの心筋炎、心膜炎疑い、10代、20代の男性の方、女性の方も含めた数字を見ますと、175名の方が心筋炎や心膜炎の疑いで報告されています。ワクチンを打つほうが圧倒的にこのリスクにさらされているということは、数字からも見てとれるのではないのでしょうか。

コロナで健康な若い人はほとんど重症化しない。それは第4波、第5波でもそうでしたけども、さらに第6波のオミクロンになって、完全に感染のメカニズムが変わりました。そして重症化率、死亡率を見ますと圧倒的に低くなっています。重症化予防のためのワクチンと言われていましたが、そもそも重症化することがない子供たちに打つことが本当にメリットがあるのかといえば、これらの数字も見ていきますと、ないと言い切れるのではないのでしょうか。

このあたり、分かっている事実をぜひとも参考にしてやっていただきたいですし、やはり2023年の5月までは第4相臨床試験中ということで、まだ分からないことのほうがほとんどです。将来ある子供に対してこのようなリスクのあるワクチンを打つこと自体、私はいかがなものかということで、大変迷われている方が多いと思いますけれども、ぜひともマスコミが流さないこういった事実に基づいたファクトの部分をしっかり見極めていただいて、判断をしていただけたら幸いです、と以上が市長が動画で市民にかけている言葉であります。

この市長、42歳の若い市長ですが、自身はワクチン推進派でもなく反対派でもなく、慎重派であるとおっしゃっております。同市では大阪府や国の了承も得て、ワクチン接種券は保護者に送付しないで接種希望者は市に要求してくださいというような周知を行うようであります。

大阪の吉村知事は実際ワクチン接種を推奨しておりますが、ワクチン接種の努力義務が今回外れまして、努力義務がなくなったこともありまして、最終決定は各市町村の長の裁量であると述べております。最近では、愛知県の小牧市長とか青森のむつ市の市長とか、いずれもこれ46歳とか41歳、みんな若い市長ですが、接種券は発行せず保護者からの希望により接種券を発行するようですということです。また、名古屋の河村市長もちょっと小児への接種には疑問を持っているということがあります。

接種券が送られてきたから接種した場合と、接種券を希望して接種するというは、これは微妙な、微妙でもありませんかね、大きな差があるわけでございます。国は、このメッセンジャーRNAワクチンの長期的な安全性は分かっていない、厚生労働省でも長期の安全性データは得られていないと国自体がホームページで発表しております。国はまた5歳から11歳の接種から努力義務を外しましたが、これは現時点においてオミクロン株に対する発症予防効果、重症予防効果に対するエビデンスが必ずしも十分じゃないことから、努力義務を外したということのようでございます。

町では5歳からの接種に関し、先ほど丸島さんの答えの中にあっただけかもしれませんが、保護者等にもどのような勧奨をしているのか、していこうと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、5歳から11歳までの接種の周知につきましてですが、先ほど丸島議員さんのご質問でもありましたとおり、小児用のファイザー社のワクチンが本年1月21日に特例承認の

ほうをされまして、予防接種法の取扱いにつきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論のほうをされまして、オミクロン株に対する5歳から11歳のワクチン予防効果が十分に確認されていない点などを踏まえまして、先ほど加藤議員さんもおっしゃってございましたけれども、努力義務は適用しないという判断がされております。

これを受けまして、町といたしましては接種勧奨は行わず、情報の提供及び接種券の発送のみを行うということとしまして、接種につきましては保護者の判断に委ねさせていただくというような対応を取る予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） それは大変よろしいことだろうと私は思います。

要は、接種券は直接保護者には渡さないということで、再確認ですけれどもよろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 勧奨は行わないんですけれども、接種券だけは保護者のご自宅には郵送はする。ただ、接種してくださいという勧奨は町のほうからは行いません。あくまで判断は、接種する用紙はお送りしますけれども、するかしないかのご判断は保護者の方に委ねるという対応を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） それは私は反対ですということを言っておきます。

先ほども言ったとおり、接種券を送ってしまうと送ってきたからこれは打たなくちゃいけないかなというような感じにどうしても保護者はなるだろうと。あくまでも打てますから、希望の方は町に言ってくださいということをやっぱりやっておくべきだと私は思いますので。

今回のこれ郡内一緒ですか、方法は。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 郡内同じ方向で、接種のタイミング、通知文等は若干ずれてしまうかもしれませんが、3月の下旬あたりから通知文のほうを送れるように、通知文はもう少し早くですね。3月下旬から接種ができる体制を整えられるように、今、調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ここに泉大津市のはがきがありまして、これはワクチン接種を券ではなくて、希望する方は申し出てくださいという文面でございます。現在この内容をちょっと読みますと、現在この年齢層への接種の安全性やワクチンの効果などに関する十分な情報やデータはそろっておらず、予防接種法の努力義務規定は適用されていません。また、これまでの感染の若年層への重症化や死亡はほとんど起こっていないこと

から、極めて慎重に判断することが求められます。詳細は裏面を見てくださいということを書いたのを配るということで、あとは本当に打ちたい方は先方から申し出てくれるというようなことで、ちょっとこれは私はこの方がいいと思っていますので、今、郡内でやる方法にはちょっと賛成しかねるということをお話しておきたいと思います。

ちょっとまだ時間がありますので、参考例ですけれども大阪で医療関係者530人にアンケートを取りまして、医師、歯科医師に5歳から11歳の子供へのワクチン接種について意識調査をしたようです。この結果、何と90%の医師、歯科医師は自分の子供にワクチン接種は「しない」「しばらく様子を見る」と回答したと。また、友人等に相談されてもワクチンを「推奨しない」との回答があったということでございます。

で、もう一つ町長、教育長に動画を見ていただきたいんですけども、後でまた事務方のほうでセットしてあげていただきたいと思いますが、ついせんだって3月1日の参議院予算委員会で小児にワクチンは必要か？ということで、参議院の予算委員会で日本維新の会の柳ヶ瀬裕文さんが質問をしております。約17分の動画ですが、国等の答弁としましては10歳未満の子供に死亡者はないよとか、まだ今のところありませんと、第5波の重症化率は0.05%ですが、オミクロンの第6波では0.005%ですというようなことを言ったりしております。

厚生省は先ほど言ったとおり、長期的な副反応は分からないと言っていたんですが、去年の12月3日に先ほども言いましたとおり、心筋炎は副反応だということを認めましたね。ですから、大きな子供たちは心臓が痛くなるというようなことであります。

もう一個のデータを紹介しますが、これはアメリカの最新のデータでありまして、ファイザーを打って学校に行けなくなった者が何人いるかと、何%いるかというようなデータが最近出ました。で、ファイザーを1回打って約7.9%が学校に行けなくなっちゃったと、それが1日か10日かはちょっとこの辺のデータが不十分なんですけど、2回接種で10.9%、要は10人に1人、何日か分かりませんが学校に登校できなくなっちゃったという、これはアメリカの関係です。

日本人とアメリカ人、また体質が違うでしょうから一概には言えませんけれども、アメリカではそういう状況にあると。なおかつ生活に支障が出た者は2回目打って7.4%いるというようなことで、これは安心していいんだ、いいんだということで大人は別にしようがないとしても、子供にこれをどんどん打って行って後でひどい目に遭って、薬害でございましたと言って後は知らないでやっちゃ困るわけで、この辺、教育長もよく勉強していただいて、新聞、テレビの報道だけではなくて、ほかのいろいろデータも取って本当に子供は大丈夫なのかということで、ひとつよろしくお話をしたいと思います。

先ほどの泉大津市の市長さんと、ほかにもいっぱいありますけれども、参議院議員の先生の参議院の予算委員会での質疑、これはそれだけの名の通った方の発言、質疑でございますので、いろいろ参考になると思いますから、ぜひともこれを一度お帰りになったら見ていただいて、またワクチン接種の判断の一つの材料としていただきたいと思います。

今、河野課長から聞いた感じでは誠に残念ですが、もう時既に遅いわけですから、もうちょっとこれは早くですけれども、これ郡内は全て一緒に、どこかうちは違うよということは、やろうと思えばできるということでもよろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

- 健康保険課長（河野 勉君） 統一的な対応をとる医師会のほうには言われてはおりますけれども、それぞれ自治体ごとの判断になりますので、長南町は検討の結果、要は勸奨もしないよという結論になれば、もちろんそれはやることもできますが、今の中では医師会としては長生管内同じ圏域ですので、同じやり方をお願いをしたいという方向で話は進んでおります。

以上です。

- 議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

- 10番（加藤喜男君） 時間もありませんが、分かりました。ワクチン接種は共同で場所をやるのはいいんだけど、大本の部分は各首長、各自治体の判断だということですよ。ですから、町長もその辺またよく考えていただいて、打っちゃって参ったなということがあって、誰が打たせたんだということになっても嫌なんで、よくまたこの辺勉強していただいて。多分いろんな意見が出てくると思います。今回私はこういう意見ですが、ほかの意見の方もたくさんいて当然であります。

ひとつ子供を薬害から守らなくちゃいけないということで考えておりますし、そういう動きは水面下でいっぱい出てきておりますので、その辺もまたいろいろ情報を集めていただいて進めていただければと思います。

今回あと2問がございますが、ちょうど時間が来ましたのでそれはできませんのでやりません。ひとつそういうことで、今回の質問を終わりにします。ありがとうございました。

- 議長（松野唱平君） これで、10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時30分からは予定しております。

（午後 3時13分）

-
- 議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◇ 和田 和 夫 君

- 議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

- 12番（和田和夫君） 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫です。

最初は新型コロナウイルスについてであります。

3回目のワクチンの接種について伺います。

ワクチン接種について、政府は2回目からの接種の期間を8か月としていましたが、7か月に町は短縮すると聞いております。そして、この3回目の接種をどのように進めていくのか、また、いつまでに終わるのでしょうか、お答えください。

- 議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

- 健康保険課長（河野 勉君） 3回目の追加接種につきましては、当初、初回接種1、2回目の完了から原則8か月以上経過した者を対象に1回行うこととされておりました。その後、感染拡大の防止を図る観点から、

国は医療従事者等及び高齢者施設等の入所者、その他の高齢者並びにその他の64歳以下の区分に応じ、それぞれ初回接種の完了から接種間隔の前倒しの方針を示しました。

この前倒し方針を受けまして、長生郡市内につきましては、令和4年2月以降は初回接種の完了から7か月以上の接種間隔を置き、ワクチン接種ができるよう接種体制の構築を図り、また、3月以降は、初回接種の完了から6か月以上の接種間隔を置いて接種ができるよう準備を進めております。

高齢者の接種体制につきましては、初回接種と同様に個別の医療機関での接種と併せ、地元医療機関のご協力を得る中で最大限集団接種の回数を増やし、ワクチン接種を希望する方々が一日でも早く接種できる体制を整え、4月中には64歳以下の区分の方々が接種できるよう、引き続き地区医師会や長生郡市の市町村で協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 65歳以上でもいいんですけれども、いつまでに終わる予定なんですか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 現在、改善センターのほうで65歳以上の方の集団接種を行っておりまして、4月にはそれこそ今もお話ししましたけれども、64歳以下の方が接種できるように考えております。

ただ、全員が例えば3月中に65歳以上の方が終わるという確約は当然できませんし、個々人の体調もあろうと思いますので、そういう意味で4月中一日でも早い期間で64歳以下の方にも接種ができるように、速やかに65歳以上の方を終わりにしていきたいと。

町の希望としましては、4月中には65歳以上が終わって64歳に入っていきたいというような予定で考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今、町のホームページとか県のホームページには、全ての毎日コロナウイルスの患者数が出ていますが、町の人たちは患者数を知らされるだけでは、やっぱりなかなかどういう状況なのかというのは分かりにくいと思うので、やはり今度4月の広報が出るわけでいつまでに大体終わるのか、または先ほどもお話があったように子供たちはどうなのか含めて、もっと的確な情報を町民の方に知らせてほしいと思います。やっぱり4月号で、それらを含めて知らせてほしいと思いますけれどもどうでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ただいま和田議員さんのほうから広報4月号で65歳以上の方の接種ですとか、小さいお子さんの接種のほうの情報をというお話ございました。

広報4月号のほうでも、若年の方の接種の予定等は広報に載せる予定でもございますし、65歳の方につきましてはそれこそ広報3月号でも載せてございますので、3月の下旬までに65歳以上の接種率があまり芳しくな

いようであれば、4月以降も町で集団接種を行いますよということで、広報のほうで掲載のほうを考えたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次の質問に移ります。

いつでも、誰でも、何度でもPCR検査の実施についてです。

多くの方がコロナウイルスにかかっているかどうか不安を抱えています。いつでも、誰でも、何度でも無料のPCR検査を実施していくことが必要だと考えます。

現在、ヤックスドラッグなどで千葉県が実施をしている無料コロナ検査を継続して行うことが必要と思われる。町として検査の継続を行うように、千葉県に働きかけを行っていくべきだと思いますがどうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 千葉県が実施をしております新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業は、政府対策本部において決定をされました、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像におきまして、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であることを踏まえまして、昨年の12月から開始をされております事業でございます。本町ではヤックスドラッグ長南店で無料の検査を受けることができます。

この無料検査事業の枠組みは2つございまして、まず1つ目は、感染対策と日常生活の両立を図る手段として健康上の理由等によりワクチン接種ができない者向けで、実施の期間は令和4年3月31日までとなっております。

2つ目は、感染拡大の傾向が見られる場合に限り、都道府県の判断でワクチン接種者を含め幅広く感染不安などがある者向けで、実施期間は知事が必要と認める期間で、千葉県では当面の間となっております。現在、オミクロン株による新型コロナウイルスの感染拡大の中、全国的に抗原定性キットが品薄状態であり、品切れ等により希望する検査が受けられないことがあります。

感染を拡大させないためには、感染をした人はできるだけ他者との接触を避ける必要がありますが、感染者の特定にはPCR検査や抗原検査などは欠かせないことだと思っておりますし、特に健康上の理由などでワクチン接種ができない人のためには必要な事業と考えておりますので、本事業の継続につきましては県に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、PCR検査等は検査時点の陽性、陰性の有無を判断するものであり、極端な場合では検査の翌日に感染する可能性も秘めております。陰性であることを常に担保するためには、週に数回のPCR検査等が必要とも言われており現実的ではございませんので、今後も日頃の3密対策やマスクの着用、手洗い、消毒の基本的な感染対策の徹底を住民の皆様にご周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 手洗い、マスクなども必要だと思いますけれども、やはり自分がかかっているかどうかが一番心配なわけで、そのことについてももう少し手厚くできないだろうかというふうに考えますが、どうですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 現在、千葉県でもそれこそヤックスさん等で無料のPCR検査も行っていきますので、こちらは大事なことです。引き続き県のほうにも今後も無料の検査を行っていただきたいということで働きかけのほうは行っていきたいと考えておりますが、町のほうでPCR検査等を行うということではできませんので、県へ協力の依頼のほうをお願いをしていくということで考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

次に、3つ目の自宅療養者への援助について伺います。

新型コロナウイルスのオミクロン株が急速に広がって、自宅で療養している方が増えています。自宅療養者に医療や支援の手が届いているのでしょうか。そして、食料品や日用品の提供の体制はどうなっているか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 丸島議員の質問でも答弁のほうをさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、現在県から市町村に性別や年代のみの情報が提供されまして、感染者が入院中、自宅療養、ホテルや施設内療養、調整中などというその他の個人情報につきましては、情報提供がされておられません。したがって、町内で感染者が発生した場合、町は感染の特定ができないため食糧支援等の直接的な支援はできない状況です。

また、令和3年9月28日に新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書を千葉県と交わしておりますので、県から自宅療養者に対する支援要請があった場合は、覚書に基づき療養者宅に支援物資等の配布を行ってまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 県からの連絡はなかなか難しいということなので、実際にそれがパンクした場合、どうなっているか心配ですので、そこら辺は密にやってもらいたいと思います。

次に、4つ目の町と保健所の連絡体制についてですが、急激なウイルス患者の発生に対して町と保健所の連絡体制はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 政府対策本部において決定をされました、次の感染拡大に向けた安心確保のた

めの取組の全体像が示されました。昨年の9月に、新型コロナウイルス感染症の第6波に備えるため、長生保健所長をはじめ保健所の職員と、長生管内の新型コロナウイルス担当課長で情報交換のほうを行っております。その中で、丸島議員のご質問でも答弁のほうさせていただきました。県の連携事業の内容も協議をしたところでございます。

オミクロン株の感染が報告、拡大してからは、保健所の業務が逼迫をし出し、情報交換等の場は持つことができず、住民の感染者の発生状況についても現在は保健所から一切連絡等は来ておりません。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 保健所からの連絡がないということだけで、なかなか住民の不安は解消されないんじゃないかなと考える次第です。

次に、大きな2番目の緊急小口資金特例貸付について伺います。

最初に、社会福祉協議会が窓口になって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、少額の費用、上限で20万円を1年間据置きで無利子・無保証で貸し付ける制度があります。書類審査があって借ることが難しいと言われており、また、返済金の期間が求められているところではありますが、コロナウイルスで生活に困っている方がおられるわけですから、いろいろな条件をつけるのではなくて、困っている人への援助をすべきだと思いますが、長南町ではどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、資金の貸付けの町の状況ということでお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のための資金の貸付けとして、千葉県社会福祉協議会が緊急小口資金特例貸付を行っておりまして、町の社会福祉協議会は相談業務や申請窓口となっております。2月末現在の貸付件数は15件となっております。

またあわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付けといたしました総合支援資金特例貸付件数では27件となっております。

これらの資金の償還のときにおきましては、なおも所得の減少が続いており、住民税非課税世帯の償還を免除する制度もありまして、生活に困窮された方の生活にきめ細やかに配慮されております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 実際に小口融資で資金を借りる相談の件数というのは、何件あったんですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 相談件数は貸付件数と同等でございます。緊急小口では15件ですね。そして、総合支援資金特例貸付でも17件の相談ということで対応しております。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援金の活用について伺います。

国の補正予算では、緊急小口資金などの再貸付けについて不承認とされた世帯などに対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することが決まりましたが、この制度の活用は町はどうなっていますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 和田議員さん、大変申し訳ありません。

先ほどの質問の中で、総合支援資金特例貸付件数の相談も27件です。先ほど17件と私言ってしまったようですので、訂正をさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の関係ですけれども、この支援金につきましても、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、緊急小口資金特例貸付や総合支援資金特例貸付の初回分を活用いたしても生活が厳しい世帯、また、総合支援資金特例貸付の再貸付けが不承認となった世帯に対しても、国は就労による自立や、自立が難しい場合には円滑に生活保護の受給につなげるための新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を県の健康福祉センターが申請窓口となっております、支給をしているところでございます。

2月末現在の本町の受給者は2件と聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） やっぱりこのオミクロン株の、新型コロナウイルスの影響、また、それによって生活が成り立たない、そういう方が多くいるのではないかと思いましたが、この緊急小口資金特例貸付について、もう少し広報とかそういうものを使って住民に知らせていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） この貸付けは、周知の関係では社会福祉協議会の広報には掲載をさせていただいております。またそれと、町のホームページにも併せて内容を紹介しておりますので、周知につきましては広報、ホームページで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） そういうことでよろしくお願いをいたします。

次に、処遇の改善について伺います。

国は、保育士と放課後の児童クラブ指導員の処遇の改善について、昨年12月23日の厚生労働省の通達が出ました。この臨時特例事業は、国の負担金が全額補助されます。しかし、今年の9月末までは補助がなく、全額町の負担になります。実施するには、国への交付申請を行う必要があります。10月以降は国・都道府県・市町村が3分の1ずつを負担することになります。

学童保育の指導員が長く続けられることにつながっていく施策だと思います。この制度を町は活用するかど

うか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、児童クラブ指導員の処遇改善につきまして説明させていただきたいと思っております。

この制度は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策といたしまして、保育士や幼稚園教諭、また、放課後児童支援員等の処遇改善が閣議決定されまして、本年2月から収入の3%程度、月額では9,000円の賃金を引き上げるための措置が実施されるというものでございます。その中で、放課後児童支援員の業務等を勘案してまいりますと、令和4年度の時給を100円増給する予算措置をいたしておりますので、国の方針の処遇改善と同等額の対応となると考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

○12番（和田和夫君） はい。

○議長（松野唱平君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日4日は午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時56分）